

令和7年度版

Tax compact book

“実務家必携”
令和7年度版 税務コンパクトブック

令和7年4月1日までの確定法令に対応

株式会社プロフェッションネットワーク

改正一覽

1 令和7年度税制改正

一. 所得税関連

1. 103万円の壁への対応

(1) 基礎控除の見直し（所 86、203 の 3）

① 合計所得金額 2,350 万円以下の人の基礎控除額を引上げ

合 計 所 得 金 額	基礎控除額(所得税)	基礎控除額(住民税)
2,350万円以下	58万円（現行：48万円）	43万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円

（注）令和 7 年分以後の所得税に適用

② 基礎控除の特例として、上記基礎控除額に次の金額を加算（措法 41 の 16 の 2）

合 計 所 得 金 額	加 算 額	加算後の基礎控除額
132万円以下	37万円（注 1）	95万円
132万円超 336万円以下	30万円（注 2）	88万円
336万円超 489万円以下	10万円（注 2）	68万円
489万円超 655万円以下	5 万円（注 2）	63万円

（注 1）令和 7 年分以後の所得税に適用

（注 2）令和 7、8 年分の所得税に適用

(2) 給与所得控除の最低保障額の引上げ（所 28③）

給与収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円（現行：55万円）
162.5万円超 180万円以下	65万円（現行：収入金額×40%－ 10万円）
180万円超 190万円以下	65万円（現行：収入金額×30%＋ 8万円）
190万円超 360万円以下	収入金額×30%＋ 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋ 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

（注）令和 7 年分以後の所得税に適用

(3) 特定親族特別控除（所 2、84 の 2、185、186、190、194、195 の 3、203 の 3、203 の 6）

① 特定親族を有する場合には、特定親族 1 人につき控除額を控除

特定親族の合計所得金額		控除額（所得税）	控除額（住民税）
58万円超	85万円以下	63万円	45万円
85万円超	90万円以下	61万円	
90万円超	95万円以下	51万円	
95万円超	100万円以下	41万円	
100万円超	105万円以下	31万円	
105万円超	110万円以下	21万円	
110万円超	115万円以下	11万円	
115万円超	120万円以下	6 万円	
120万円超	123万円以下	3 万円	

(注) 特定親族

同一生計の 19 歳以上 23 歳未満の親族（居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除き、合計所得金額が 123 万円以下であるもの）等で控除対象扶養親族に該当しないもの

- ② 特定親族の合計所得金額が 100 万円以下の場合には、源泉控除対象親族として、給与等の源泉徴収の際に適用可（公的年金等の源泉徴収は 85 万円以下）
- ③ 令和 7 年分の年末調整において適用可（公的年金等の受給者が令和 7 年分の適用を受ける場合には、確定申告必要）

（注 1）①は、令和 7 年分以後の所得税に適用

（注 2）②は、令和 8 年 1 月 1 日以後に支払う給与等及び公的年金等に適用

（注 3）③は、令和 7 年 12 月 1 日以後に支払う給与等に適用

(4) 基礎控除等の見直しに伴う改正（所 2）

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件

58 万円以下（現行：48 万円以下）に引上げ

- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件

58 万円以下（現行：48 万円以下）に引上げ

- ③ 勤労学生の合計所得金額要件

85 万円以下（現行：75 万円以下）に引上げ

- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の必要経費に算入する金額（措法 27）

最低保障額を 65 万円（現行：55 万円）に引上げ

（注）①～④は、令和 7 年分以後の所得税に適用

- ⑤ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し（所別表第二～四）

（注）令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等（令和 7 年 11 月までの支払分については、従前の源泉徴収が行われ、年末調整において改正後の税額との精算がされる）

- ⑥ 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の見直し（所別表第五）

（注）令和 7 年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が同年 12 月 1 日以後であるものに適用

- ⑦ 公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に控除される金額の引上げ、公的年金等控除の最低控除額等の特例（所 203 の 3、203 の 6、措法 41 の 15 の 3 等）

イ 源泉徴収税額の計算の際の公的年金等からの控除額

65 歳未満 … 12.5 万円、13 万円（現行：9 万円）

65 歳以上 … 16.5 万円、17.5 万円（現行：13.5 万円）

ロ 源泉徴収を要しない公的年金等の額

65 歳未満 … 155 万円（現行：108 万円）

65 歳以上 … 205 万円（現行：158 万円）

※ 一定の公的年金等は 127 万円（現行：80 万円）

（注 1）(1)②考慮後の金額

（注 2）令和 8 年 1 月 1 日以後に支払うべき公的年金等に適用、令和 7 年分は、令和 7 年 12 月の支払時に改正後の税額との精算がされる

法人税

1 法人税の確定申告・中間申告

1. 内国法人

(1) 各事業年度の所得に対する法人税（法2三十、三十一、71～75の5等）

区 分	提出期限	対象法人
中間申告書 (注1)	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内(注2)	事業年度が6月超の内国普通法人(注3)
確定申告書	各事業年度終了の日の翌日から2月以内(注4、5)	内国法人

(注1) 中間申告書の種類（法71、72）

- | |
|---|
| <p>① 予定申告 … 前期の法人税額 $\times \frac{6}{\text{前期の月数}}$（10万円以下は申告不要）</p> <p>② 中間申告 … 中間決算（6ヶ月で確定申告と同様に計算）※</p> |
|---|

※ 次の場合は、②の中間申告書の提出不可
（平成23年4月1日以後の開始事業年度から適用）

①の金額が10万円以下 又は ②の金額 > ①の金額

(注2) 中間申告書の提出がない ⇔ ①予定申告による提出があったものとみなす

(注3) 除外される法人 { 清算中の法人
適格合併以外の新設法人の設立第一期

(注4) 確定申告書の提出期限の延長

- ① 災害による場合 … 指定日まで延長（期末の翌日から45日以内に申請）
② 会計監査による場合 … 1～4月間延長（期末までに申請）

(注5) 清算中の法人の残余財産が確定した場合(平成22年10月1日以後の解散に適用)

- ① 事業年度終了の日の翌日から1月 } いずれか早い日まで
② 最後の残余財産分配日の前日

(注6) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の申告書と同時に地方法人税の申告書も提出します。

(注7) 大法人は電子申告が義務化（平成32年4月1日以後に開始事業年度から）

(2) 退職年金等積立金に対する法人税（法2三十二、三十三、88、89、措法68の5）

区 分	提出期限
中間申告書	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
確定申告書	各事業年度終了の日の翌日から2月以内

(注) 退職年金等積立金に対する法人税は令和8年3月31日まで適用停止

(3) 清算所得に対する法人税（旧法2三十五～三十七、102～104）

平成22年9月30日以前の解散に適用

2 法人税に関する届出・申請

1. 設立の届出、申請

(1) 税務署

提出書類	提出期限	添付書類など
法人設立届出書 ※記載 納税地、事業目的、設立日	設立後2ヶ月以内	定款のコピー、 株主名簿、設立趣意書、 設立時B/S等
青色申告の承認申請書	①と②の早い日の前日 ①設立以後3月経過した日 ②設立事業年度の末日	
給与支払事務所等の開設 届出書	設立後1ヶ月以内	
棚卸資産の評価方法 の届出書	設立期の確定申告期限	届出なし→法定評価方法
減価償却資産の償却方法 の届出書		届出なし→法定償却方法

(注) 設立届出書への「登記事項証明書」の添付 ⇨ 不要(平成29年4月1日以後)

(2) 都道府県税事務所、市町村役所

提出書類	提出期限	添付書類など
設立の届出書	設立後2ヶ月以内	定款のコピー、 登記事項証明書、 株主名簿

2. その他の届出、申請

提出書類(税務署)	提出期限等
納税地、事業年度等の変更異動申請書	変更後遅滞なく(注)
評価方法等の変更申請書	変更しようとする事業年度の開始日の前日
申告届出等の期限延長申請書	災害等のやんだ日から相当の期間内
確定申告書の申告期限延長申請書	①災害等...事業年度の末日の翌日から45日以内 ②会計監査等...事業年度の末日
還付請求書	確定申告書と同時
事前確定届出給与に関する届出	①と②の早い日の前日(設立⇨設立日以後2月) ①株主総会決議日から1月を経過する日 ②期首から4月経過する日 ※臨時改定⇨改定事由発生日から1月
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	随時(給与等の受給者が常時10人未満) 1～6月分 ⇨ 7/10 7～12月分 ⇨ 1/20

(注) 平成29年3月31日以前の異動 ⇨ 異動前、異動後の税務署に提出
平成29年4月1日以後の異動 ⇨ 異動前の税務署に提出

3 納税義務者と課税所得等の範囲

1. 納税義務者と課税所得等の範囲（法4～9）

区分	法人の種類	納 税 義 務	課税所得等の範囲	
			各事業年度の所得に対する法人税	
内国法人	公 共 法 人	納税義務なし	—	
	公 益 法 人 等	収益事業を行うとき	全世界の所得	収益事業から生じた所得
	人格のない社団等			
	協 同 組 合 等	制限なし	国内源泉所得	各事業年度の所得(注1)
	普 通 法 人			
外国法人	人格のない社団等	収益事業にかかる国内源泉所得を有するとき	国内源泉所得	収益事業から生じた所得
	普 通 法 人	国内源泉所得を有するとき		各事業年度の所得

(注1) 内国法人である普通法人又は協同組合等の平成22年9月30日以前の解散については、清算所得に対して清算所得に対する法人税が課される。

(注2) 上記のほか、法人課税信託の引受け、退職年金業務を行う内国法人及び外国法人は法人税の納税義務がある。

(注3) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となります。

2. 内国法人（法2①）



(注) 公益社団法人等

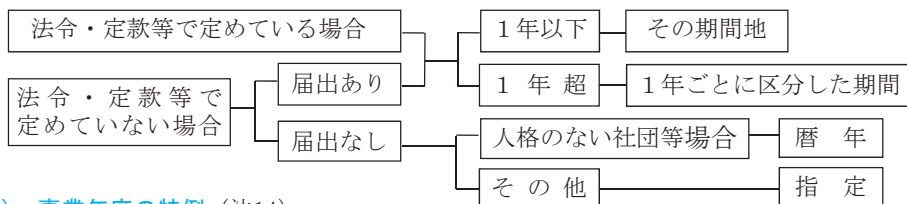
① 公益社団法人、公益財団法人

② 一般社団法人、一般財団法人で一定の要件を満たす法人

4 事業年度・納税地

1. 事業年度

(1) 事業年度の意義 (法13)



(2) 事業年度の特例 (法14)

① 内国法人が期中に解散

『期首～解散の日』『解散の日の翌日～期末※』

※ 株式会社等 ⇨ 解散の日の翌日から1年ごとの期間(清算事務年度)

② 法人が期中に合併により解散

『期首～合併の日の前日』

③ 清算中の法人の残余財産が期中に確定

『期首～残余財産確定の日』

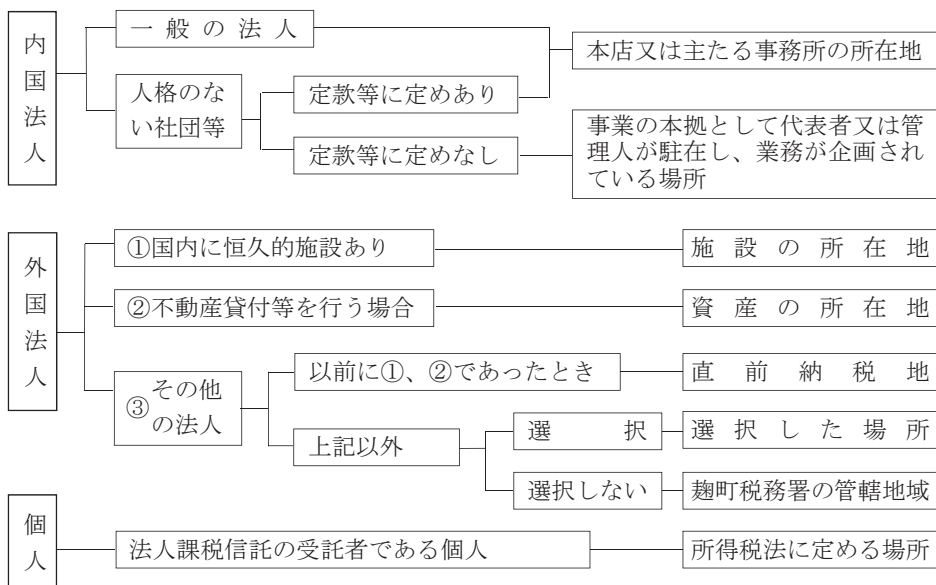
④ 清算中の内国法人が期中に継続

『期首～継続の日の前日』『継続の日～期末』

⑤ 内国法人である公益法人等が期中に新たに収益事業開始

『収益事業開始日～期末』

2. 納税地 (法16、17)



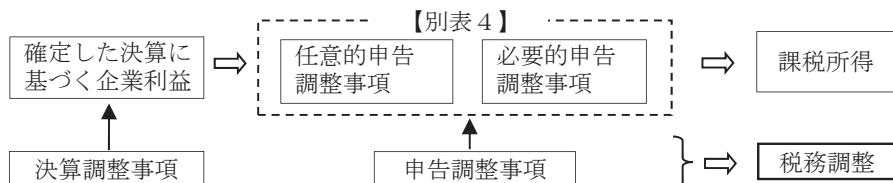
5 企業利益と課税所得

1. 別表4（所得の金額の計算に関する明細書）

タテの構造 ↓ 当期利益 + 加算 ↓ 減算 ↓ 所得金額	区 分		総 額	処 分	
			①	留 保 ②	社外流出 ③
	会社計上当期利益・当期欠損		税引後純利益	① - ③	配 当 その他
	加算	益金算入・損金不算入		加算・留保	社 外 流 出
		小 計			
	減算	益金不算入・損金算入		減算・留保	※課税外収入
		小 計			
	仮 計				
	寄附金の損金不算入額 法人税額控除所得税額				社 外 流 出
	合 計				
	差 引 計				
	欠損金等の当期控除額		△		※課税外収入
	総 計				
	所得金額・欠損金額		別表1へ	留保金課税へ	

→「ヨコの構造」… 総額欄 = 留保欄 + 社外流出欄

2. 税務調整



(1) 決算調整事項

適用を受けるために確定した決算において所定の経理処理を行わなければならない事項で、確定した決算での意思表示を申告書において変更することができないもの。

- ① 損金経理が要求されるもの……減価償却、引当金等
- ② 損金経理等の一定の経理が要求されるもの……準備金、一定の圧縮記帳等
- ③ 所定の経理が要求されるもの…工事進行基準等

(2) 申告調整事項

確定した決算における企業利益と課税所得との差異を申告書で調整するもの

- ① 任意の申告調整事項…適用を受ける場合には申告書に記載を要する事項
例 … 受取配当等の益金不算入、収用等の所得の特別控除、控除所得税など
- ② 必要の申告調整事項…申告書で必ず調整しなければならない事項
例 … 役員給与の損金不算入、寄附金の損金不算入、法人税等の損金不算入、青色欠損金の損金算入、償却超過額、事実と反するものの修正等

6 損益の帰属時期

1. 収益の帰属時期（法22②、22の2、法基通2-1-1等）

区 分		帰 属 時 期
棚卸資産の販売		引渡日（or 近接する日）
役務提供	物の引渡を要するもの	完成引渡日（or 近接する日）
	物の引渡を要しないもの	役務完了日（or 近接する日）
固定資産の譲渡		引渡日（売買契約効力発生日も可）
利子等	原 則	期間の経過に応じて計上（期間対応）
	特 例	利払期日の到来日（継続適用）
配 当	原 則	配当の効力を生ずる日
	特 例	その支払を受けた日（継続適用）

2. 原価・費用・損失の帰属時期（法22③、法基通2-2-1等）

区 分	帰 属 時 期
原 価	収益との個別対応により損金算入
費 用	期間対応により損金算入（債務確定基準）
損 失	発生の事実により損金算入

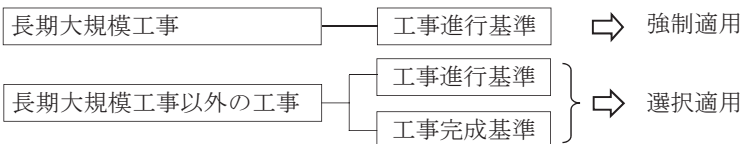
（注1） 債務確定基準…債務の確定とは、次の全てに該当する場合をいう。

- ① 期末までにその費用に係る債務が成立
- ② 期末までにその債務に基づき具体的給付原因となる事実が発生
- ③ 期末までにその金額を合理的に算定することができる

（注2） 短期前払費用（前払費用で支払日から1年以内に役務提供を受けるもの）
…支払額を継続して支払日の事業年度に損金経理→損金算入

3. 工事進行基準（法63、法令129）

(1) 適用関係



(2) 長期大規模工事

① 意 義

- 工事（製造及びソフトウェアの開発を含む）のうち、次の要件を満たすもの
- イ 工事期間が1年以上
 - ロ 請負金額が10億円以上等

② 強制適用されない場合（工事進行基準で経理していない場合）

- イ その事業年度終了の時に、その着手の日から6月を経過していない
- ロ その事業年度終了の時に、その進行割合が20%未満

(3) 長期大規模工事以外の工事

① 意 義

長期大規模工事及び着工年度中に目的物の引渡が行われる工事以外の工事

② 適用要件

- イ 每期継続して適用すること
- ロ 確定した決算において工事進行基準の方法により経理すること

(4) 計算方法

- ① 収益の額
$$\left[\begin{array}{l} \text{期末現況による} \\ \text{請負対価の額} \end{array} \right] \times \frac{\text{期末までの実際工事原価累計額}}{\text{期末現況による見積工事原価の額}} \left[\begin{array}{l} \text{前期以前計上} \\ \text{工事収益の額} \end{array} \right]$$
- ② 費用の額
$$(\text{期末までの実際工事原価累計額}) - (\text{前期以前計上工事原価の額})$$

(注) 請負対価・見積原価に変動がある場合 ⇨ 前期以前に遡及して修正はしない

(5) 貸倒引当金との関連（売掛債権等）

工事進行基準により計上した完成工事未収入金 ⇨ 売掛債権等に該当

4. 延払基準（旧法63、旧法令124等）

(1) 長期割賦販売等の意義

- ① 資産の譲渡で次の要件を満たすもの（下記(5)参照）
 - イ 賦払回数が3回以上
 - ロ 賦払期間が2年以上
 - ハ 頭金が対価の3分の2以下
- ② リース資産の引渡し（リース譲渡）（下記(6)参照）

(2) 適用要件

- ① 長期割賦販売等をした
- ② 長期大規模工事は除く
- ③ 每期継続して適用
- ④ 確定した決算で延払基準の方法により経理

(3) 延払基準の方法（原則）

① 資産の販売等

- イ 収益の額
$$\left[\begin{array}{l} \text{当期中に支払} \\ \text{期日の到来す} \\ \text{る賦払金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{当期中に支払期日の} \\ \text{到来する賦払金のう} \\ \text{ち前期以前回収額} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{翌期以後に支払期日} \\ \text{の到来する賦払金の} \\ \text{うち当期回収額} \end{array} \right]$$
- ロ 費用の額
$$\left[\begin{array}{l} \text{原価の額} + \text{販売手数料等の額} \end{array} \right] \times \frac{\text{イの額}}{\text{長期割賦販売等の対価の額}}$$

(注) 未実現利益控除法による繰延売上利益の額

$$\text{支払期日未到来の対価の額} \times \frac{\text{長期割賦販売等の利益の額}}{\text{長期割賦販売等の対価の額}}$$

② リース譲渡

- イ 収益の額
$$\left[\begin{array}{l} \text{対価} \\ \text{の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{利} \\ \text{息} \\ \text{相当額} \end{array} \right] \times \frac{\text{その事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}} + \left[\begin{array}{l} \text{その事業年度のリ} \\ \text{ース期間に帰せら} \\ \text{れる利息相当額} \end{array} \right]$$
- ロ 費用の額
$$\text{原価の額} \times \frac{\text{その事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

(4) 延払基準の方法（リース譲渡の特例）

① 収益の額

$$\text{イ 対価の額} - \overset{\text{※}}{\text{利息相当額}} \times \frac{\text{その事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

$$\text{※利息相当額} = (\text{対価の額} - \text{原価の額}) \times 20\%$$

ロ 上記イの利息相当額を利息総額とし、対価の額から利息相当額を控除した金額を元本相当額として計算した場合にその事業年度のリース期間に帰せられる利息相当額

ハ イ + ロ

② 費用の額

$$\text{原価の額} \times \frac{\text{その事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

③ 経理要件なし

(5) 平成30年度改正

- ① リース譲渡以外は、平成30年4月以後開始事業年度から廃止
- ② 平成30年4月前に長期割賦販売等を行う法人は、平成35年3月31日までに開始する事業年度は適用可
- ③ ②につき平成30年4月以後に延払基準で経理しなかった場合は、未計上利益を以後10年で均等に計上

(6) 令和7年度改正

- ① リース譲渡は、令和7年4月以後開始事業年度から廃止
- ② 令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前開始事業年度のリース譲渡について、延払基準（同日後に開始する事業年度は、リース譲渡に係る利息相当額のみを各事業年度の収益とする方法に限る）の適用可
- ③ 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの開始事業年度に延払基準の適用をやめた場合は、未計上利益を以後5年で均等に計上

7 受取配当等の益金不算入等

1. 益金不算入額[平成27年4月1日以後開始事業年度]

- (1) 完全子法人株式等に係る配当等の額
- (2) 関連法人株式等に係る配当等の額－控除負債利子
- (3) その他株式等に係る配当等の額×50%
- (4) 非支配目的株式等に係る配当等の額×20%
- (5) (1) + (2) + (3) + (4) = 受取配当等の益金不算入額

- (注1) 完全子法人株式等 … ① 当社との間に計算期間中、完全支配関係が継続
② 平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用
- (注2) 関連法人株式等 … ① 当社の株式等の保有割合 > 1/3
② 配当基準日以前6月継続保有
(計算期間6月以内は計算期間中継続保有)
- (注3) その他株式等 … (注1、2、4) 以外の株式
- (注4) 非支配目的株式等 … 基準日における当社の株式等の保有割合 ≤ 5%
… 特定株式投資信託の受益権

2. 1の対象となる配当等の範囲 (法23①)

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配

対象となるもの	対象とならないもの
① 株式会社の剰余金の配当	① 外国法人からの配当
② 持分会社の利益の配当	② 公益法人等、人格のない社団等からの配当
③ 出資分量分配金	③ 事業分量分配金
④ 名義株の配当	④ 基金利息(利息の配当)、契約者配当金
⑤ みなし配当	⑤ 特定目的会社の配当、特定目的信託の収益分配

(2) 特定株式投資信託の収益分配金

特定株式投資信託 ⇨ 措法3の2に規定するもので外国株価指数除く

(3) 短期保有株式等に係る配当等の適用除外 (法23②)

① 短期保有株式等

$$P = E \times \frac{C \times \frac{B}{A+B}}{C+D} = E \times \frac{B}{A+B} \times \frac{C}{C+D}$$

② 短期保有株式等に係る配当等の額

$$\text{配当等の額} \times \frac{P}{C}$$



3. 1に係る控除負債利子

(1) 支払利子

- ① 支払利子に含むもの…借入金利子、手形割引料、金銭債務の償還差損(社債発行差金)等経済的な性質が利子に準ずるもので当期に係るもの
- ② 支払利子から除外するもの
 - イ 利子税又は延滞金(納期限延長に係るもの)

- ロ 割賦購入資産の取得価額に算入した割賦利子 ハ 売上割引料
ニ 国外支配株主等に係る負債利子の損金不算入額

(2) 令和4年4月1日以後事業年度（法令19）

関連法人株式等の配当等の額×4%（支払利子×10%限度）

(3) 令和4年3月31日以前事業年度（旧法令22④）

① 簡便法（法令22④）

支払利子× $\frac{\text{分母の期間の原則法による控除負債利子の額}}{\text{基準年度の支払利子の合計額}}$ （3位未満切捨）

（注1） 基準年度

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度

（注2） 株式等を有していなかったため控除負債利子がない事業年度の負債利子

⇒ 分母の金額に含めない

② 原則法（旧法令22①～③）

支払利子× $\frac{\text{当期末・前期末の関連法人株式等の簿価}}{\text{当期末・前期末の確定決算に基づく総資産の帳簿価額}}$

イ 分子の金額 ⇒ 税務上の金額（無配の株式の元本も含む）

ロ 分母の金額 ⇒ 会計上の金額

項目	借方表示・注記方式	貸方表示 (剰余金の処分含む)
減価償却累計額	調整なし	控除する
圧縮積立金・特別償却準備金	――	
圧縮、準備金の繰延税金負債		
特別勘定		控除しない
貸倒引当金	加算する	

4. 益金不算入額[平成27年3月31日以前開始事業年度]

- (1) 完全子法人株式等に係る配当等の額
(2) 関係法人株式等に係る配当等の額－控除負債利子
(3) (その他の株式等に係る配当等の額－控除負債利子)×50%
(4) (1)+(2)+(3)=受取配当等の益金不算入額

（注1） 完全子法人株式等 … 1の(注1)と同じ

（注2） 関係法人株式等 … ① 当社の株式等の保有割合 ≥ 25%

② ①が配当等の支払効力発生日以前6月以上継続
(新設法人の場合：設立日～効力発生日)

5. 4の対象となる配当等の範囲（旧法23①、旧法令19）

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 … 2の(1)と同じ

(2) 証券投資信託の収益分配金

区 分	対象となる金額
公社債投資信託	—
外国株価指数連動型特定株式投資信託	
外貨建等証券投資信託	
特定外貨建等証券投資信託	収益分配金×1/4
上記以外	
その他の証券投資信託	収益分配金×1/2
特定株式投資信託	収益分配金の全額

(注1) 証券投資信託の終了又は一部解約の場合の配当等

$$\left[\text{分配金} - \left\{ \begin{array}{l} \text{受益権の帳簿価額} \\ \text{受益権の元本相当額} \end{array} \right\} \text{多} \right] \times \frac{1}{2} \left[\frac{1}{4} \right]$$

(注2) 特別分配金…有価証券の帳簿価額から控除し、益金不算入の対象外

(3) 証券投資信託の種類

- ① 特定株式投資信託 ⇨ 措法3の2に規定するもの
- ② 外国株価指数連動型特定株式投資信託 ⇨ 措法9に規定するもの
- ③ 外貨建等証券投資信託 ⇨ 外貨建資産割合又は非株式割合が50%超
- ④ 特定外貨建等証券投資信託 ⇨ 外貨建資産割合又は非株式割合が75%超

(4) 短期所有株式等に係る配当等の適用除外 … 2の(3)と同じ

6. 4に係る控除負債利子 (旧法23④)

(1) 支払利子 … 3の(1)と同じ

(2) 簡便法 (旧法令22⑤) … 3の(2)と同じ

(注) 旧基準年度 (平成22年4月1日に存する法人のみ)

平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度

(3) 原則法 (旧法令22①～④)

$$\text{支払利子} \times \frac{\text{当期}}{\text{前期}} \left[\text{株式等の簿価} + \text{証投信の受益権の簿価} \times \frac{1}{2} \left[\frac{1}{4} \right] \right] \\ \text{当期末、前期末の確定決算に基づく総資産の帳簿価額}$$

① 分子の金額 ⇨ 税務上の金額 (無配の株式の元本も含む)

区 分			株式等の帳簿価額
株 式	内国法人		全 額
	外国法人		—
受 益 権	公社債投資信託		全 額
	特定株式投資信託		
	外国株価指数連動型特定株式投資信託		—
	外貨建等証券投資信託	特定外貨建等証券投資信託	
		上記以外	簿価×1/4
その他の証券投資信託		簿価×1/2	

② 分母の金額 ⇨ 3の(3)と同じ (評価差額金の調整あり)

(4) 選択 … 簡便法を選択は、関係法人株式等とその他の株式等で同一の方法を適用

7. 外国子会社配当の益金不算入等

(1) 外国子会社配当の益金不算入 (法23の2)

内国法人が外国子会社から受ける配当等の額 ⇨ 95%益金不算入

- ① 外国子会社の要件 … イ 当社の株式等の保有割合 ≥ 25%
ロ イが配当等の支払義務確定日以前6月以上継続

② 外国子会社で損金算入される配当は、適用対象外

(平成28年4月1日以後開始事業年度に受ける配当等に適用されるが、平成28年4月1日に有する株式等に係る配当等は、平成30年4月1日以後開始事業年度に受ける配当等の額に適用される)

(2) 外国子会社配当に係る外国源泉税額の損金不算入 (法39の2)

(1)の配当等に課される外国源泉税等 ⇨ 損金不算入

(注) 外国税額控除の対象外

8 みなし配当

1. 資本の払戻し・解散（法24①四）

(1) みなし配当（①－②）

$$\begin{aligned} & \text{① 交付金銭等} \\ & \text{② } \frac{\text{払戻し等直前の資本金等の額} \times \frac{\text{払戻しにより減少した資本剰余金の額(注)}}{\text{前期末の純資産の帳簿価額}}}{\frac{\text{払戻しに係る当社所有株式数等}}{\text{払戻し等の直前の発行済株式等の総数}}} \quad \left[\begin{array}{l} \text{小数点3位} \\ \text{未満切上} \end{array} \right] \end{aligned}$$

※ 払戻し等対応資本金額等は、減少した資本剰余金の額が限度

(2) 有価証券の譲渡原価

$$\text{直前の帳簿価額} \times \frac{\text{払戻しにより減少した資本剰余金の額(注)}}{\text{前期末の純資産の帳簿価額}} \quad \left[\begin{array}{l} \text{小数点3位} \\ \text{未満切上} \end{array} \right]$$

(注) 解散の場合 ⇨ 解散により交付した金銭等の額

2. 自己株式の取得（市場購入以外）（法24①五）

(1) みなし配当（①－②）

$$\begin{aligned} & \text{① 交付金銭等} \\ & \text{② } \frac{\text{取得直前の資本金等の額} \times \frac{\text{取得された(譲渡した)株式数}}{\text{取得直前の発行済株式等の総数}}}{1} \end{aligned}$$

(注) 市場購入での自己株式の取得はみなし配当を認識しない

(2) 有価証券の譲渡原価

$$1 \text{ 単位当たりの帳簿価額} \times \text{譲渡株式数}$$

3. 取得請求権付株式等の取扱い（法24①五、法61の2⑭）

(1) 適用要件

- ① それぞれの事由により譲渡すること
- | | |
|---|--|
| { | イ 取得請求権付株式に係る請求権の行使
ロ 取得条項付株式に係る取得事由の発生
ハ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議 |
|---|--|
- ② ①の対価として取得法人の株式のみが交付されること
- ③ ②の交付株式の価額が譲渡株式の価額とおおむね同額であること

(注) ②の対価の範囲として、①ロのうち対象株式の全てが取得される場合及び①ハの場合に、取得法人の株式及び新株予約権のみが交付されることを含む。

(2) 取得法人の処理

- ① 取得株式と同種の種類資本金額を減少
- ② 交付株式と同種の種類資本金額を同額増加
- ③ 資本金等の額は合計額として増減しない。利益積立金額も増減しない。

(3) 株主法人の処理

- ① みなし配当は認識しない
- ② 譲渡株式の譲渡対価の額は譲渡直前の帳簿価額相当額
- ③ 取得株式の取得価額は譲渡株式のそれぞれの事由発生直前の帳簿価額相当額（交付費用を加算した金額）

(注) (1)(注)で対価に新株予約権が含まれている場合の新株予約権の取得価額は0

4. 非適格合併（法24①一）

(1) みなし配当（①－②）

- ① 交付金銭等（金銭等の額＋新株の時価）
- ② 合併直前の資本金等の額 $\times \frac{\text{合併直前の当社所有株式数}}{\text{合併直前の発行済株式等の総数}}$

(2) 有価証券の取得価額

- ① 新株のみ交付（配当を除く）… 合併直前の旧株の帳簿価額＋みなし配当
- ② 新株以外の資産が交付 … 新株の時価

5. 非適格分割型分割（法24①二）

(1) みなし配当（①－②）

- ① 交付金銭等（金銭等の額＋新株の時価）
- ② $\frac{\text{分割直前の資本金等の額}}{\text{分割直前の当社所有株式数}} \times \frac{\text{分割により移転した純資産の帳簿価額}}{\text{分割前期末の純資産の帳簿価額}}$ 〔小数点3位〕
〔未満切上〕

(2) 有価証券

- ① 旧株（分割法人株式）の譲渡原価
 $\frac{\text{分割直前の旧株の帳簿価額}}{\text{分割直前の当社所有株式数}} \times \frac{\text{分割により移転した純資産の帳簿価額}}{\text{分割前期末の純資産の帳簿価額}}$ 〔小数点3位〕
〔未満切上〕
- ② 新株（分割承継法人株式）の取得価額
 - イ 新株のみ交付（配当を除く）… ①の旧株の譲渡原価相当＋みなし配当
 - ロ 新株以外の資産が交付 … 新株の時価

6. 適格現物分配等の場合

(1) 適格現物分配の場合（法24①）

みなし配当計算上の交付金銭等 ⇔ 交付資産の帳簿価額

(2) 完全支配関係がある内国法人から金銭等交付の場合（法61の2⑱）

有価証券の譲渡対価 = 帳簿価額（譲渡損益を認識しない）

（注1） 残余財産の分配を受けないことが確定した場合も認識しない

（注2） 交付金銭等と有価証券の譲渡対価の差額 ⇔ 資本金等の額の増減

7. 他規定との関連

(1) 受取配当等の益金不算入との関係 ⇔ 適用あり

- ① 完全子法人株式等 ⇔ 効力発生日の前日に完全支配関係の有無を判定
- ② 関連法人株式等、非支配目的株式等
⇔ 資本の払戻し以外は、効力発生日の前日を基準日として判定
- ③ 短期保有株式等の規定 ⇔ 適用なし

（注） 自己株式として取得されることを予定して取得した株式の配当等については、益金不算入適用なし（上記6(2)の場合を除く）

(2) 所得税額控除との関係 ⇔ 適用あり（期間按分不要）

所得稅

1 所得税の確定申告等

1. 所得税の確定申告

(1) 確定申告をすべき者

- ① その年分の課税標準の合計額が所得控除額の合計額を超える場合において、算出税額が配当控除額及び年末調整に係る住宅借入金等特別控除額の合計額を超える者
- ② 給与等の収入金額が2,000万円を超えることにより年末調整を受けていない者
- ③ 常時2人以下の家事使用人や外国の在日公館に勤務する者など、給与等について源泉徴収をされていない者
- ④ 同族会社の役員等で、その法人から給与等のほか資産の使用料等を受けているもの
- ⑤ 災害減免法による源泉徴収の猶予又は還付の適用を受けている者
- ⑥ 年末調整を受けた者が、雑損控除、医療費控除、寄附金控除を受ける場合や、住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合など

(2) 確定申告をしなくてもよい者

- ① その年分の課税標準の合計額が所得控除額の合計額以下である者
- ② 給与等の収入金額が2,000万円以下で、上記(1)③～⑤に該当しない者のうち、次の要件を満たすものなど
 - イ 1カ所からのみ給与等を受けている者で、給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下である者
 - ロ 2カ所以上から給与等の支払を受けている者で次のいずれかに該当する者
 - (イ) 従たる給与等の金額と給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円以下である者
 - (ロ) 給与等の収入金額が、150万円と雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除以外の所得控除の合計額以下で、かつ、給与所得及び退職所得以外の所得の合計が20万円以下である者
- ③ 公的年金等の収入金額が400万円以下で、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得（退職所得を除く）の合計が20万円以下である者

2. 確定申告書等の提出期限

確定申告の種類	提出期限
(1) 確定申告書、確定損失申告書	翌年3月15日まで
(2) 純損失の繰戻しによる所得税の還付請求書	
(3) 死亡の場合の相続人が行う準確定申告書	死亡日から4か月以内
(4) 相続人が行う上記(2)の還付請求書	
(5) 出国の場合の確定申告書、確定損失申告書	出国の時まで
(6) 還付等を受けるための申告書	いつでも提出できる
(7) 修正申告書	更正があるまで

2 所得税に関する主な届出・申請等

1. 申告所得税関係

提 出 書 類	提 出 期 限
所得税の開廃業等届出書	開業・廃業の日から1月以内
所得税の青色申告承認申請書	3月15日まで（1月16日以後新規開業の場合は開業の日から2月以内）
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告をやめようとする年の翌年3月15日まで
青色事業専従者給与に関する届出書	3月15日まで（1月16日以後新規開業の場合は開業の日から2月以内）
青色事業専従者給与に関する変更届出書	遅滞なく
現金主義による所得計算の特例を受けることの届出書	3月15日まで（1月16日以後新規開業の場合は開業の日から2月以内）
現金主義による所得計算の特例を受けることの取りやめの届出書	現金主義をやめようとする年の翌年3月15日まで
棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法 } の届出書	開業年の翌年3月15日まで
棚卸資産の評価方法 減価償却資産の償却方法 } の変更承認申請書	新たな評価・償却方法による うとする年の3月15日まで
所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書※	定めなし
所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書※	遅滞なく
所得税・消費税の納税管理人の届出書	納税管理人を定めた時又は出国の時まで

※ 令和5年1月1日以後は提出不要

2. 源泉所得税関係

提 出 書 類	提 出 期 限
給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	開設・廃止・移転日から1月以内
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書	定めなし
源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書	遅滞なく

3 納税義務者と課税所得の範囲、課税方法(個人)

1. 納税義務者の区分、課税所得の範囲及び課税方法の概要

納税義務者の区分		課税所得の範囲	課税方法
居住者	下 記 以 外	全世界所得	原則総合課税
	非 永 住 者	(1) 国外源泉所得以外の所得 (2) 国外源泉所得のうち日本で支払われ又は日本に送金されたもの	
非 居 住 者	一号非居住者	国内源泉所得	恒久的施設帰属所得 … 原則総合課税
	二号非居住者		資産の運用等による所得 … 原則総合課税
	三号非居住者		上記以外 … 源泉分離課税
	四号非居住者		資産の運用等による所得 … 原則総合課税 上記以外 … 源泉分離課税

2. 個人の納税義務者の区分 (所2①三～五)

(1) 居住者

国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人

(2) 非永住者

居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち国内に住所又は居所を有する期間の合計が5年以下の個人

(3) 非居住者

居住者以外の個人（国内に住所がなく、居所も1年未満の個人）

※ 公務員の特例 (所3)

国家公務員又は地方公務員は国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなす。

3. 国内源泉所得の範囲及び非居住者に係る源泉徴収 (所161、212、213)

次に掲げるものその他一定のものをいう。

但し、租税条約に異なる定めがある場合には、その条約の定めるところによる。

- (1) 恒久的施設を通じて事業を行う非居住者の、その恒久的施設に帰せられるべき所得等（恒久的施設帰属所得）
- (2) 国内事業又は国内資産の運用等による所得（下記に該当するものを除く。）
- (3) 国内にある土地建物等の譲渡による所得 …………… 10.21%源泉徴収
- (4) 国内にある不動産等の貸付けによる所得 …………… 20.42%源泉徴収
- (5) 日本国の国債、地方債の利子 …………… 15.315%源泉徴収
- (6) 内国法人が発行する社債の利子 …………… 15.315%源泉徴収
- (7) 銀行等の国内営業所に預入れた預貯金の利子 …………… 15.315%源泉徴収

(8) 内国法人から受ける配当等	20.42%(15.315%)源泉徴収
(9) 国内で業務を行う者に対する貸付金の利子	20.42%源泉徴収
(10) 国内で業務を行う者に対する工業所有権の使用料等	20.42%源泉徴収
(11) 国内勤務等に基因する給与等又は公的年金等	20.42%源泉徴収
(12) 居住者期間に行った勤務に基因する退職手当等	20.42%源泉徴収

4. 課税方法（所21、22、164～166、169、170等）

(1) 居住者（非永住者以外の居住者及び非永住者）

① 総合課税

下記以外

② 申告分離課税

山林所得、退職所得、土地建物等の譲渡所得、上場株式等の利子所得・配当所得、一般株式等・上場株式等の譲渡所得等、先物取引の雑所得等

③ 源泉分離課税

一定の利子所得、金融類似商品等の収益等

④ 申告不要

一定の利子所得・配当所得等

(2) 非居住者

① 国内に恒久的施設を有する非居住者の恒久的施設帰属所得

上記(1)に準ずる

② ①以外の所得

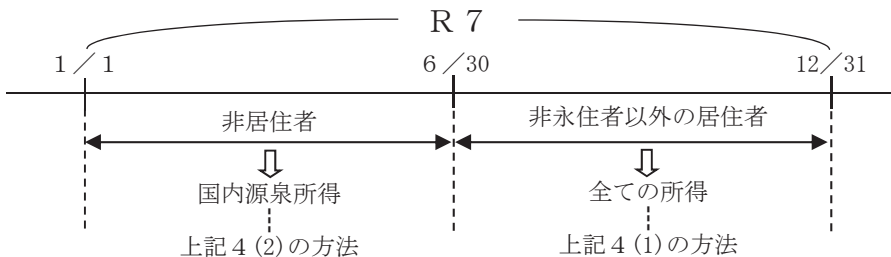
イ 国内資産の運用、保有等から生ずる所得、国内における人的役務の提供事業から生ずる所得、国内にある不動産の賃貸料等
…上記①に準ずる
ロ 上記イ以外の国内源泉所得
…源泉分離課税

※ 非居住者の所得について総合課税等の方法により課税する場合の留意事項

- ① 所得控除は雑損控除、寄附金控除及び基礎控除のみ適用する。
- ② 税額控除は外国税額控除の適用はない。

5. 年の中途で納税義務者の区分が異動した場合（所8）

それぞれの期間ごとに、課税所得の範囲や課税方法を判断する。



4 利子所得

1. 利子所得となるもの（所23①、措法4の4）

(1) 国債、地方債、社債の利子

※ H28からは、元本に係る部分と利子に係る部分とに分離して取引される公社債のうち、利子に係る部分であったものに係るものを除く。

- (2) 銀行預金、郵便貯金、J A貯金、労働者の社内預金の利子
- (3) 合同運用信託（ビック、ヒット、スーパーヒットなど）の収益の分配
- (4) 公社債投資信託（MMF、MR Fなど）の収益の分配
- (5) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配
- (6) 勤労者財産形成貯蓄契約に係る生命保険、損害保険、生命共済に係る差益

2. 非課税項目（所10、措法3の4、4、4の2、4の3、5）

(1) 障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優）、少額公債非課税制度（マル特）

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者 遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 寡婦年金受給者等	⇒障害者等
範囲	① 預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託、一定の有価証券 ② 国債及び地方債で一定のもの ※ 非課税限度額元本は、①と②それぞれ350万円まで	
手続	① 本人確認 ② 「非課税貯蓄申込書」、「特別非課税貯蓄申込書」等の提出	

(2) 勤労者財形貯蓄非課税制度

範囲	勤労者が、勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づき賃金から天引きによって預入等をした預貯金、合同運用信託、有価証券、所定の生命保険契約等に係る利子等 ※ 非課税限度額元本は、住宅財形、年金財形をあわせて550万円（年金財形に係る生命保険契約等は 385万円）まで
手続	「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書」等の提出が要件

(3) 納税準備預金の利子

租税納付目的以外の引き出しがあった場合には、その引き出しの日の属する計算期間に対応する利子を除く。

3. 所得の金額（所23②）

収入金額

4. 課税方法（措法3、3の3、地法71の5～71の8）

源泉分離課税	下記以外の利子等で、その支払時に所得税15.315%、住民税利子割5%の源泉徴収等がされるもの 《例》 ① 預貯金の利子 ② 合同運用信託の収益の分配 ③ 同族会社が発行した私募債の利子で同族株主以外の者が支払を受けるもの など
申告分離課税 又は 申告不要	(1) 特定公社債の利子 (2) 公募公社債投資信託の収益の分配 (3) 公募公社債等運用投資信託の収益の分配 ※ 源泉徴収されないものは申告不要を選択できない。
総合課税	(1) 同族会社が発行した私募債の利子で同族株主が支払を受けるもの など (2) 源泉徴収されない外国の銀行等に預け入れた預貯金の利子等

5 配当所得

1. 配当所得となるもの（所24①）

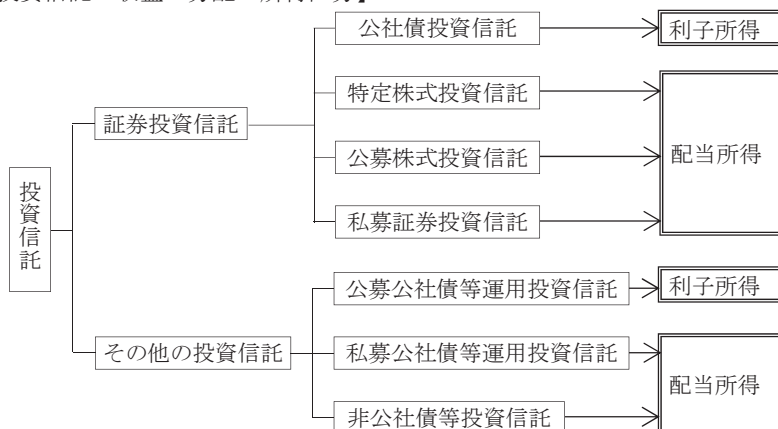
- (1) 法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く）から受ける剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限るものとし、資本剰余金の額の減少に伴うもの等を除く）

- ① 株式配当、法人課税信託の収益の分配、投資法人からの配当金など
- ② 組合からの剰余金の配当で一定のものは剰余金の配当とみなす。

		事業分量分配金・ 従事分量分配金	出資分量分配金
企業組合・協業組合		配当所得	配当所得
農業組合法人 漁業生産組合 生産森林組合	給与を支給する	配当所得	
	給与を支給しない	事業所得等	
農業協同組合・漁業協同組合		事業所得等	

- ③ 損金経理による株主優待券は雑所得となる。
- (2) 特定目的会社、持分会社（合資、合名、合同会社）からの利益の配当
- (3) 船主相互保険組合などからの剰余金の分配（出資に係るものに限る）
- (4) 金銭の分配（出資等減少分配を除く）
- (5) 相互会社からの基金利息
- (6) 公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託の収益の分配

【投資信託の収益の分配の所得区分】



- (7) 特定受益証券発行信託の収益の分配

2. みなし配当（所25、措法37の10③）

法人の株主等が、その法人の合併（適格合併を除く）、資本の払戻し（出資等減少分配を含む）・解散、自己株式の取得等の事由により金銭等の交付を受けた場合には、一定の金額を剰余金の配当等とみなす。

※ 交付金銭等のうちみなし配当部分以外は、その株式等の譲渡対価とみなす。

3. 非課税項目（所9①十一、10、措法4の2、4の3）

- (1) オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、収益調整金に係る元本払戻金
- (2) 障害者等の少額貯蓄、勤労者財形貯蓄非課税制度（利子所得参照）

4. 所得の金額（所24②）

収入金額－負債の利子※＝配当所得の金額

※ 配当元本取得に係る負債の利子で、元本所有期間対応分に限る。

5. 収入計上時期（所36、所基通36－4）

(1) 原則

- ① 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配等 …その配当等の効力発生日
- ② 投資信託の収益の分配など …計算期間満了日又は解約日等

(2) 無記名株式等の剰余金の配当、無記名の投資信託、特定受益証券発行信託の収益の分配

… その支払を受けた日

6. 配当所得の源泉徴収（所182、措法9の3、附則33、地法71の27～71の29）

(1) 原則

… 配当等の額の20.42%

(2) 上場株式等（持株割合3%未満のものに限る）の特例税率

… 配当等の額の15.315%（他に住民税配当割5%）

7. 配当所得の課税方法（所22、89、措法8の2～8の5）

(1) 下記(2)以外の配当等

総合課税	申告分離課税又は申告不要の適用を受けるもの以外のもの ※ 次のものは総合課税とできない。 ① 公募特定受益証券発行信託の収益の分配 ② 公募特定目的信託の収益の分配のうち社債的受益権に係るもの
申告分離課税	(1) 平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（持株割合3%未満のものに限る） (2) 公募投資信託の収益の分配 (3) 特定投資法人の投資口の配当 (4) 公募特定受益証券発行信託の収益の分配 (5) 公募特定目的信託の社債的受益権の収益の分配 ※ この場合には、上場株式等の譲渡損と損益通算できる。 ※ この場合には、配当控除の適用は認められない。
申告不要制度	(1) 申告分離課税の対象となる配当等は金額に関係なく申告不要とできる。 (2) 上記(1)以外の配当等で、銘柄ごとに一回に支払を受けるべき金額が10万円（計算期間が6月の場合は5万円、3月の場合は2.5万円）以下のものは申告不要とできる。 ※ この場合には、負債の利子の控除及び配当控除の適用は認められない。

(2) 私募特定目的信託の収益の分配のうち社債的受益権に係るもの、私募公社債等運用投資信託の収益の分配

源泉分離課税 所得税15.315%、住民税利子割5%の天引きにより課税関係完結

6 不動産所得

1. 不動産所得となるもの（所26①、所基通26－1、4、5、8、27－2、所令79、80）

(1) 不動産の貸付けによる所得

※ 従業員宿舍の使用料は、事業付随収入（事業所得等）となる。

※ 役務の提供を伴うものは、事業所得又は雑所得となる。

	貸付けのみ	貸付け＋サービス	参照通達
	不動産所得	事業（又は雑）所得	
アパート・下宿	食事を供さない場合 （アパート）	食事を供する場合 （下宿等）	基通26－4
有料駐車場	保管責任を負わない （月極駐車場）	保管責任を負う （時間極駐車場）	基通27－2

※ 広告看板設置使用料は不動産所得（店舗内の場合は事業所得）となる。

※ 借地権の設定により受ける権利金等の額が、その設定に係る土地の時価の10分の5を超える場合には、その権利金等の額は、譲渡所得等となる。

(2) 不動産の上に存する権利の貸付けによる所得

(3) 総トン数20トン以上の船舶や航空機の貸付けによる所得

2. 所得の金額（所26②）

総収入金額－必要経費＝不動産所得の金額

※ 青色申告者はさらに10万円、55万円又は65万円の青色申告特別控除額を控除できる。

3. 課税方法（所22、89）

総合課税

4. 建物の貸付規模の判定及び貸付規模による取扱いの相違点（所基通26－9等）

(1) 貸付規模の判定基準

区 分	事業的規模	事業的規模以外
アパート、マンション	10室以上	10室未満
貸 家	5棟以上	5棟未満

(2) 貸付規模による取扱いの相違点

	事業的規模	事業的規模以外
利子税の必要経費算入	適用あり	適用なし
固定資産の資産損失	損失発生年に全額必要経費算入	損失発生年に所得限度で必要経費算入
未収家賃等の回収不能	損失発生年に全額必要経費算入	収入計上年に遡及し回収不能額に対応する所得を減額
事業廃止後に生じた損失等	廃止年又は前年の必要経費算入	適用なし
青色事業専従者給与・事業専従者控除の特例	適用あり	適用なし
青色申告特別控除額	55万円又は65万円	10万円
債務処理計画に基づき評価減された減価償却資産の損失	損失発生年に所得限度で必要経費算入	適用なし

5. 収入計上時期

(1) 通常の賃貸料の収入計上時期（所36、所基通36-5、昭48・11 直所2-78）

① 前受・未収等の経理を行っていない場合（原則）

支払日の定めがあるもの	支払日基準（その契約等による支払日に計上）
支払日の定めがないもの	現金基準（支払いを受けた日に計上）

② 前受・未収等の経理を行っている場合（特例）

事業的規模の場合		期間対応基準（その年に対応するものを計上）
事業的規模 以外の場合	1年以内の 期間のもの	期間対応基準（その年に対応するものを計上）
	1年超の 期間のもの	支払日基準（その契約等による支払日に計上）

※ 特例の適用要件

イ 事業的規模の場合

(イ) 帳簿上で、前受収益及び未収収益の経理をしていること。

(ロ) 1年を超える期間の賃貸料は、その前受収益又は未収収益についての明細書を確定申告書に添付していること。

ロ 事業的規模以外の場合

1年以内の賃貸料について、上記イ(イ)に該当すること。

(2) 係争等があった場合の賃貸料の収入計上時期（所基通36-5）

① 賃貸借契約の存否の係争等（明渡請求）

判決、和解等があるまで	収入計上しない
判決、和解等があった日	既往の期間の賃貸料（供託されていたもの、遅延利息、損害賠償金を含む）を収入計上

② 賃貸料の額に関する係争等（値上請求）

賃借人が支払い又は供託した金額	(1) ①又は②により収入計上
判決、和解等により、差額の支払いを受けることとなった場合の、その差額	判決、和解等のあった日に収入計上

(3) 権利金等の収入計上時期（所基通36-6）

礼金・権利金等	引渡のあった日（契約の効力発生日でもよい）
更新料等	契約の効力発生日（契約更新日）

(4) 返還を要しなくなった敷金等の収入計上時期（所基通36-7）

返還を要しないことが確定した都度、その確定した金額を計上する。

6. 必要経費（事業所得参照）

貸付不動産取得に係る借入金の利子、修繕費、租税公課等

7. 固定資産の資産損失の取扱い

(1) 事業的規模の場合（所51①、所基通49－31）

損失発生年に全額必要経費に算入する。

一部損壊の場合には、次のように計算する。

① 資産損失

イ 年初未償却残額－損失発生日までの減価償却費＝損失発生直前未償却残額

ロ イー損失発生直後の時価＝資産損失の基礎価額

ハ ロー廃材価額－保険金等の額＝資産損失額

※ 資産損失に関連する費用は、法37の経費として必要経費に算入する。

② 原状回復費用（修繕費）

支出金額－資産損失の基礎価額＝必要経費算入額

③ 減価償却費

イ 損壊等部分

※
(イ) 取得価額【A】× $\frac{\text{資産損失の基礎価額}}{\text{損失発生直前の未償却残額}}$ ＝【B】

※ 定率法の場合は年初未償却残額

(ロ) 【B】の年償却費 × $\frac{1月1日から損失発生日までの月数}{12}$

ロ その他の部分

{【A】－【B】}を基礎として計算した年償却費

ハ 資本的支出部分

資本的支出部分の年償却費 × $\frac{\text{業務供用日から12月31日までの月数}}{12}$

(2) 事業的規模以外の場合（所51④）

損失発生年に不動産所得の金額を限度として必要経費に算入する。

一部損壊の場合には、次のように計算する。

① 原状回復費用（修繕費）

イ 年初未償却残額－損失発生日までの減価償却費＝損失発生直前未償却残額

ロ イー損失発生直後の時価＝資産損失の基礎価額

ハ 支出金額－ロ＝必要経費算入額

② 減価償却費

事業的規模の場合と同じ

③ 資産損失

イ 損失額（資産損失の基礎価額－廃材価額－保険金等の額）

ロ 資産損失を必要経費に算入する前の不動産所得の金額

ハ イとロのいずれか低い金額

8. 債権の回収不能による損失の取扱い

(1) 事業的規模の場合（所51②）

損失発生年に全額必要経費に算入する（事業所得参照）。

(2) 事業的規模以外の場合（所64①）

収入計上年に遡って、次により計算した金額を不動産所得の金額から控除する。

なお、この損失が申告後に発生した場合には、その損失の生じた日の翌日から2月

以内に更正の請求を行うことによって適用する。

- ① 回収不能額
- ② 収入計上年分の課税標準の合計額
 - ※ 1 損益通算の適用がある場合には、適用後の金額
 - ※ 2 純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用後の金額
 - ※ 3 総合長期譲渡所得及び一時所得は2分の1をする前の金額
- ③ 収入計上年分の不動産所得の金額

9. 賃貸住宅の割増償却（措法14）

(1) 適用要件

新築された次の優良賃貸住宅を取得又は新築して、これを賃貸の用に供した場合

- ① 高齢者向け優良賃貸住宅（平成23年6月30日までに取得されたもの）
- ② サービス付き高齢者向け賃貸住宅（平成29年3月31日までに取得されたもの）
- ※ 措置法の課税の繰延べ制度の買換（代替）資産である場合には、その資産について賃貸住宅の割増償却を受けることはできない。

(2) 減価償却費の計算

貸家の用に供した日後5年間、次に掲げる金額の減価償却費を計上できる。

区 分		耐用年数	減価償却費
支援設備一体型		35年以上	普通償却費×155%
高齢者向け優良賃貸住宅		35年未満	普通償却費×140%
上記以外の		35年以上	普通償却費×128%
高齢者向け優良賃貸住宅		35年未満	普通償却費×120%
サービス付き 高齢者向け 賃貸住宅	H27.3.31以前 に取得等	35年以上	普通償却費×140%
		35年未満	普通償却費×128%
	H27.4.1～H28. 3.31に取得等	35年以上	普通償却費×120%
		35年未満	普通償却費×114%
	H28.4.1～H29. 3.31に取得等	35年以上	普通償却費×114%
		35年未満	普通償却費×110%

※ H29.3.31をもって廃止

10. 定期借地権の設定等に係る経済的利益

定期借地権等の設定に伴い受けた保証金等の運用形態によって次のように取扱う。

運用形態	取	扱 い
業務用資金又は業務用 資産の購入資金等	経済的利益 経済的利益と同額	不動産所得の総収入金額 業務に係る所得の必要経費
預貯金、公社債、合同 運用信託等の金融商品	経済的利益 経済的利益と同額	何ら処理なし
その他（家事費等）	経済的利益 経済的利益と同額	不動産所得の総収入金額

※ 経済的利益の額の計算

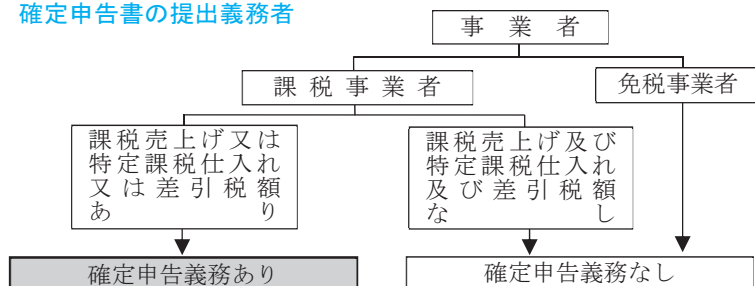
$$\text{保証金等} \times \text{定期預金の平均年利率} \times \frac{\text{業務期間月数}}{12} = \text{経済的利益}$$

消費税

1 消費税の確定申告・還付を受けるための申告

1. 確定申告（消45①）

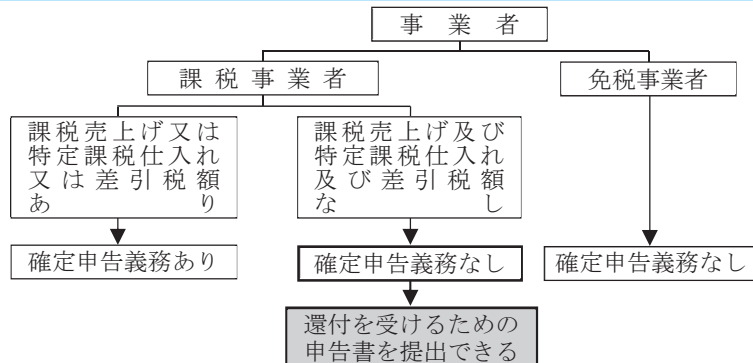
(1) 確定申告書の提出義務者



(2) 提出期限

		提出期限
原則		その課税期間の末日の翌日から2月以内
特 例	個人事業者の12月31日の属する課税期間	その年の翌年3月31日まで
	申告書を提出すべき個人事業者が提出しないで死亡した場合	その相続の開始があったことを知った日の翌日から4月以内
	個人事業者が課税期間の中途に死亡した場合	
例	清算中の法人につき残余財産が確定した場合	その残余財産の確定した日の翌日から1月以内 (その期間内に残余財産の最後の分配が行われる場合にはその行われる日の前日まで)

2. 還付を受けるための申告書の提出ができる者（消46①）



3. 法人に係る消費税の申告期限の特例（法45の2）

「消費税申告期限延長届出書」を提出により、提出日の属する事業年度以後の各事業年度終了日の属する課税期間に係る消費税の確定申告期限を1月延長する。

- (注) 1 延長された期間の消費税には、その期間に係る利子税を併せて納付
 2 「中間申告」の期限、「課税期間の特例により短縮された課税期間（事業年度終了日の属する課税期間を除く）に係る確定申告」の期限は延長されない。
 3 「国等に準ずる法人の申告期限の特例」の適用法人はこの特例の適用不可

2 消費税の中間申告

1. 前期納税実績による場合（消42①④⑥⑧～⑫）

(1) 中間申告の回数

中間申告回数(年)	0回	1回	3回	11回
直前期確定税額	48万円	400万円	4,800万円	

当課税期間

R7											R8			R8		中間申告回数
前期確定税額	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1			
4,800万円超	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪			年11回		
400万円超 4,800万円以下	①			②			③							年3回		
48万円超 400万円以下	①													年1回		

(2) 中間申告対象期間

- ① 一月中間申告対象期間
その課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間（最後の期間を除く）
- ② 三月中間申告対象期間
その課税期間開始の日以後3月ごとに区分した各期間（最後の期間を除く）
- ③ 六月中間申告対象期間
その課税期間開始の日以後6月の期間

(3) 任意の中間申告

直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下のため中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出できる。

2. 仮決算による場合（消43）

中間申告書を提出すべき事業者が、中間申告対象期間を一課税期間とみなして、確定申告に準じた方法により税額計算を行うことができる。

(注) 添付書類

この中間申告書には、中間申告対象期間中の資産の譲渡等の対価の額及び課税仕入れ等の税額の明細その他の事項を記載した書類を添付しなければならない。

3. 留意事項

(1) 中間申告書の提出義務

直前の課税期間の確定消費税額の1月分が400万円を超える場合、3月分が100万円を超える場合又は6月分が24万円を超える場合には、仮決算により計算した納付すべき消費税額が400万円以下、100万円以下又は24万円以下となるときであっても中間申告書を提出しなければならない。

(注) 中間申告書の提出義務等の判定については、前期納税実績により行う。

(2) 「前期納税実績」と「仮決算」の適用関係

中間申告の義務の判定は必ず「前期納税実績」により行う。「前期納税実績」で中間申告義務が生じた事業者は、中間納付税額を計算するときに、「前期納税実績」又は「仮決算」のいずれかを適用して中間申告書を提出する。

- | | | |
|-------------|-------------|------|
| ① 中間申告義務の判定 | ⇒ 「前期納税実績」 | |
| | ※「仮決算」は使用不可 | |
| ② 中間納付税額の計算 | ⇒ 「前期納税実績」 | ← 選択 |
| | 「仮決算」 | ← 適用 |

(3) 仮決算において控除不足額（還付額）が生じた場合

その控除不足額につき還付を受けることはできない。

(注) 控除不足額が生じた場合の中間納付額は0円となる。

4. 提出義務者等（消42）

(1) 提出義務者 … 課税事業者

(2) 提出不要の者

- ① 免税事業者
- ② 一月中間申告及び三月中間申告の場合には、課税期間が3月以下の法人（六月中間申告の場合には、課税期間が6月以下の法人）
- ③ 開業年、設立事業年度の事業者（新設合併による設立は除く）
- ④ 課税期間の特例（短縮・変更）の届出書を提出している事業者

3 消費税に関する届出・申請

1. 届 出

(1) 納税義務

提出書類	届出の事由等	
消費税課税事業者届出書	基準期間における課税売上高が、1,000万円を超えることとなったとき等	速やかに
消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書	基準期間における課税売上高が、1,000万円以下となったとき	速やかに
高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書	高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が、1,000万円以下となったとき	速やかに
消費税の新設法人に該当する旨の届出書	新設法人に該当することとなったとき	速やかに
消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書	特定新規設立法人に該当することとなったとき	速やかに

(2) 課税事業者の選択

提出書類	届出の事由等	
消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	翌期以後
消費税課税事業者選択不適用届出書	課税事業者を選択していた事業者が、その選択をやめようとするとき	翌期以後

(3) 簡易課税制度

提出書類	届出の事由等	
消費税簡易課税制度選択届出書	簡易課税制度の適用を選択しようとするとき	翌期以後
消費税簡易課税制度選択不適用届出書	簡易課税制度の適用をやめようとするとき	翌期以後

(4) 課税期間の特例

提出書類	届出の事由等	
消費税課税期間特例選択・変更届出書	課税期間の短縮を選択しようとするとき又は課税期間を変更しようとするとき	翌期以後
消費税課税期間特例選択不適用届出書	課税期間の短縮の適用をやめようとするとき	翌期以後

(5) 事業の改廃等

提出書類	届出の事由等	
事業廃止届出書	課税事業者が事業を廃止したとき	速やかに
個人事業者の死亡届出書	個人の課税事業者が死亡したとき（相続人が届出）	速やかに
合併による法人の消滅届出書	法人の課税事業者が合併により消滅したとき（合併に係る合併法人が届出）	速やかに
法人の消費税異動届出書	法人の納税地に異動があったとき（異動前の所轄税務署長に提出）	遅滞なく

(6) 消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書

提出書類	届出の事由等	
消費税課税売上割合に準ずる割合の不適用届出書	個別対応方式による仕入れに係る控除税額の計算に際し、承認を受けて課税売上割合に準ずる割合を用いていた事業者が、その割合の使用をやめようとするとき	当期以後

(7) 輸出物品販売場廃止届出書

提出書類	届出の事由等	
輸出物品販売場廃止届出書	許可を受けて輸出物品販売場を運営していた事業者が、その輸出物品販売場に係る事業を廃止したとき	廃止日以後

(8) 任意の中間申告

提出書類	届出の事由等	
任意の中間申告書を提出する旨の届出書	任意による六月中間申告を行うとき	提出日以後
任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書	任意による六月中間申告をやめようとするとき	提出日以後

2. 申請承認

提出書類	申請の事由等	
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合を用いるとき	承認課税期間以後
消費税課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	やむを得ず期限までに届出書を提出できなかったとき	その事情がやんだ日から2月以内に提出
消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	やむを得ず期限までに届出書を提出できなかったとき	その事情がやんだ日から2月以内に提出
災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書	災害等によりやむを得ず簡易課税の適用又は不適用の変更をしようとするとき	その理由のやんだ日から2月以内に提出

※ 準ずる割合の適用承認申請書について令和3年度改正あり（「12 課税売上割合」参照）

4 納税義務者

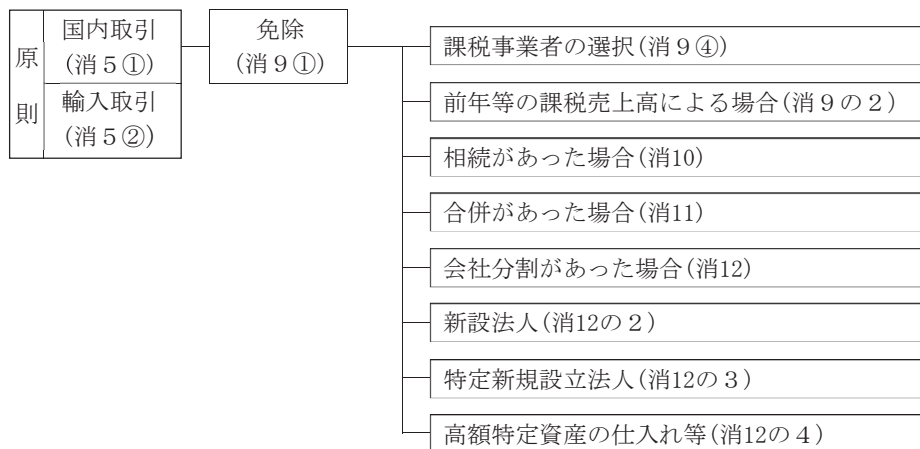
1. 国内取引の納税義務者（消5①）

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務がある。

2. 輸入取引の納税義務者（消5②）

外国貨物を保税地域から引き取る者は、課税貨物につき、消費税を納める義務がある。

3. 納税義務の流れ



【免除の特例（消9④～消12の4）】

※ 事業者免税点制度 消9～消12の4

5 小規模事業者に係る納税義務の免除

1. 納税義務の判定 (消9①)

基準期間における課税売上高	$>1,000$ 万円	∴ 納税義務あり
	$\leq 1,000$ 万円	∴ 納税義務なし

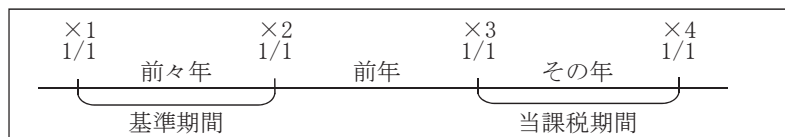
(注1) 「納税義務あり」となった事業者を「課税事業者」
「納税義務なし」となった事業者を「免税事業者」という。

※ 適格簡易請求書発行事業者である場合には、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても「納税義務あり」となる。

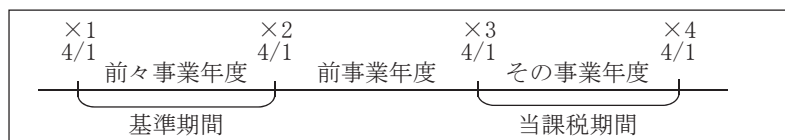
(注2) 輸入取引については納税義務の免除の規定はない。

2. 基準期間 (消2①十四)

(1) **個人事業者** ⇨ その年の前々年

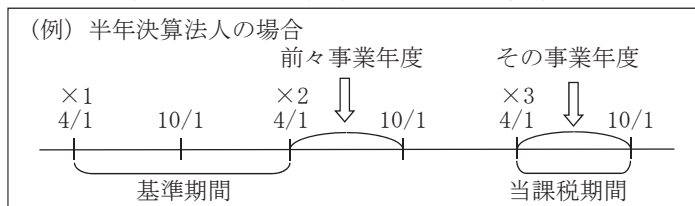


(2) **法人** ⇨ その事業年度の前々事業年度



(注) 前々事業年度が1年未満である法人

⇨ その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間



3. 基準期間における課税売上高の計算 (消9②③)

(1) **個人事業者及び基準期間が1年である法人**

基準期間中の 課税売上高 (税抜)	−	基準期間中の 課税売上返還等 (税抜)	=	基準期間における 課税売上高
-------------------------	---	---------------------------	---	-------------------

※ 基準期間中の「税抜の純課税売上高」である。

(2) **基準期間が1年でない法人**

(1) ×	$\frac{12}{\text{基準期間の月数}}$	=	基準期間における 課税売上高
-------	-----------------------------	---	-------------------

※ (1)の金額を基準期間の月数で除し、これに12を乗じる。

月数は暦に従って計算し、1月未満は1月とカウントする。

- (注1) 基準期間が免税事業者であった場合
⇒ 基準期間における課税売上高の算定では税抜処理は不要
- (注2) 個人事業者の基準期間における課税売上高の計算
⇒ その基準期間において事業を行っていた期間が1年に満たないときであっても、1年換算は不要
- (注3) 個人事業者の法人成りにより新たに設立された法人の場合
⇒ その個人事業者の基準期間における課税売上高は、その法人の基準期間における課税売上高とはならない。

4. 前年等の課税売上高による場合 (消9の2)

特定期間における課税売上高	> 1,000万円	∴ 納税義務あり
	≤ 1,000万円	∴ 納税義務なし

- (注1) 特定期間とは、次のとおりである。
- (1) 個人事業者 ⇒ その年の前年1月1日から6月30日までの期間
 - (2) 法人（短期事業年度の法人を除く）
⇒ その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間
 - (3) 短期事業年度（前事業年度が7月以下等）の法人
⇒ その事業年度の前々事業年度開始の日以後6月の期間
- (注2) 特定期間中に支払明細書に記載すべき一定の給与等の合計額を特定期間の課税売上高にすることができる。
- ただし、令和6年10月1日以後に開始する課税期間については、国外事業者は一定の給与等の合計額による判定はできない。

5. 基準期間がない法人

(1) 新設法人 (消12の2)

法人の場合の納税義務の判定

資本金額	××× ≥ 1,000万円	∴ 納税義務あり
	××× < 1,000万円	∴ 納税義務なし

(2) 特定新規設立法人 (消12の3)

その事業年度の基準期間がない資本金1,000万円未満の法人（新規設立法人）で、次の要件を満たす法人（特定新規設立法人）は、納税義務は免除されない。

- ① 事業年度開始日に他の者に株式等の50%超を直接又は間接に保有されている
- ② 他の者及び一定の特殊関係者のいずれかの者の基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円超又は（国外分を含む）総収入金額が50億円を超える場合

(3) 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合 (消12の2②、消12の3③)

新設法人又は特定新規設立法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税適用期間を除く）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

(4) 外国法人が国内において事業を開始した場合 (消12の2③、消12の3⑤)

その事業年度の基準期間がある外国法人が、その基準期間の末日の翌日以後に国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した場合には、その事業年度は基準期間がないものとみなして、上記(1)から(3)の規定を適用する。

この規定は、令和6年10月1日以降に開始する課税期間から適用される。

6. 高額特定資産を取得した場合（消12の4①②③）

課税事業者が、簡易課税の適用を受けない課税期間中に高額特定資産の仕入れ等を行った場合（金地金等の仕入れ等についてはその税抜対価が年額200万円以上である場合とし、高額特定資産である棚卸資産等について棚卸資産の調整（免税事業者→課税事業者）の適用を受けた場合を含む）には、その仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間からその仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、納税義務は免除されない。

（注）高額特定資産

棚卸資産又は調整対象固定資産のうち、その税抜対価が1,000万円以上のもの等

6 課税事業者の選択

1. 消費税課税事業者選択届出書（消9④）

納税義務が免除される課税期間につき、その免除の適用を受けない旨を記載した届出書（消費税課税事業者選択届出書）をその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その「提出をした日の属する課税期間」の「翌課税期間以後の課税期間」から、納税義務は免除されない。

（注）届出の効力

原則	翌課税期間以後の課税期間
例外	提出した課税期間が、次に掲げる課税期間である場合には、その課税期間
	事業開始 事業者が、国内において課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）に係る事業を開始した日の属する課税期間
	相続 相続により「課税事業者の選択をしていた被相続人の事業」を承継した場合の、その相続があった日の属する課税期間
	吸収合併 吸収合併により「課税事業者の選択をしていた被合併法人の事業」を承継した場合の、その吸収合併があった日の属する課税期間
	吸収分割 吸収分割により「課税事業者の選択をしていた分割法人の事業」を承継した場合の、その吸収分割があった日の属する課税期間

消費税

2. 消費税課税事業者選択不適用届出書

(1) 不適用届出書（消9⑤）

課税事業者を選択した事業者が、「その適用を受けることをやめようとするとき」又は「事業を廃止したとき」は、その旨を記載した届出書（消費税課税事業者選択不適用届出書）をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 2年継続適用（消9⑥）

選択届出書を提出した課税期間の、翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ不適用届出書を提出することができない。

(3) 調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合（消9⑦）

選択届出書を提出した課税期間の、翌課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間までに調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ不適用届出書を提出することができない。

(4) 不適用届出書の効果（消9⑧）

不適用届出書の提出があった日の属する課税期間の末日の翌日以後は、選択届出書の効力は失われる。

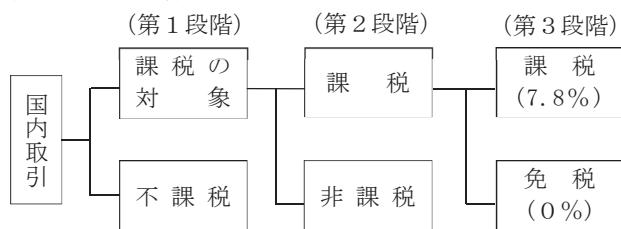
3. 有恕規定

やむを得ない事情があるため、その課税期間の初日の前日までに届出書を提出できなかった場合には有恕規定がある。

7 国内取引・輸入取引

1. 国内取引

(1) 国内取引の分類



(2) 国内取引の課税の対象（第1段階）（消4①、2①八）

国内において事業者が行った資産の譲渡等（中略）には消費税を課する。



事業として対価を得て行われる資産の譲渡、貸付け、役務の提供

（注）課税の対象 → 次の4要件すべてを満たすもの

- ① 国内において行うものであること。
- ② 事業者が事業として行うものであること。
- ③ 対価を得て行うものであること。
- ④ 資産の譲渡・貸付け、役務の提供であること。

(3) 非課税取引（第2段階）

「税の性格から課税することになじまないもの」や「社会政策的な配慮に基づくもの(医療・福祉・教育の3分野)」等の特殊な性質のものに限定して、消費税を課さないこととしている。

【非課税取引の具体例】

土地等の譲渡及び貸付け、有価証券等の譲渡、利子を対価とする金銭の貸付け

(4) 免税取引（第3段階）

「消費地課税主義」の観点から、「輸出取引等」に該当するものについては消費税を免除する規定が定められている。

（注1）国内において行うもの

その取引が国内において行われたかどうかの判定は、次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

(1) 資産の譲渡・貸付けの場合

- ① 原則 … 譲渡・貸付け時の資産の所在場所
- ② 例外 …

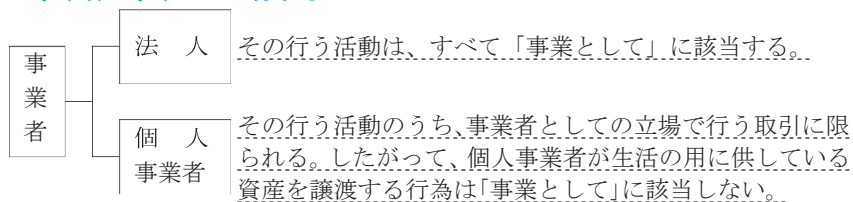
特 許 権 等	登録機関の所在地 (同一の権利につき2以上の国に登録している場合は、その権利の譲渡・貸付けを行う者の住所地)
著作権等・ノウハウ	譲渡・貸付けを行う者の住所地
金 銭 債 権	債権者の事務所等の所在地
ゴルフ場利用株式等	ゴルフ場その他の施設の所在地

(2) 役務の提供の場合（電気通信利用役務の提供を除く。）

- ① 原則 … 役務の提供地
② 例外 …

国際運輸	出発地又は到着地のいずれか
国際通信	発信地又は受信地のいずれか
国際郵便等	差出地又は配達地のいずれか

(注2) 事業者が事業として行うもの



※ サラリーマンの雇用契約等に基づく給与を対価とする役務の提供は、「事業として」に該当せず、不課税取引となる。

※ 事業付随行為も「事業として」に該当する。

(注3) 対価を得て行うもの

対価を得て行うとは、資産の譲渡等に対して反対給付を受けることをいう。

《 対価性のない取引（＝不課税取引）の具体例 》

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ① 資産の贈与（＝無償の譲渡） | ② 保険金、共済金 |
| ③ 損害賠償金（一定のものを除く） | ④ 立退料（一定のものを除く） |
| ⑤ 配当金 | ⑥ 寄附金、祝金、見舞金等 |
| ⑦ 保証金、権利金等（返還義務あり） | ⑧ 補助金、助成金等 |
| ⑨ 収用に伴う収益補償金、移転補償金、経費補償金 | |

(1) 損害賠償金

- ① 原則 ⇨ 課税の対象とならない
② 例外 ⇨ 次のものは課税の対象

- | |
|--|
| イ 損害を受けた棚卸資産等が加害者に引き渡される場合で、その棚卸資産等がそのまま又は軽微な修理を加えることにより使用できるときにその加害者から収受する損害賠償金 |
| ロ 無体財産権の侵害を受けたことにより収受する損害賠償金 |
| ハ 不動産等の明渡し遅滞により収受する損害賠償金 |

(2) 立退料

- ① 原則 ⇨ 課税の対象とならない
② 例外 ⇨ 賃借人たる地位を譲渡した場合には課税の対象

(3) 借家保証金、権利金等

- ① 返還義務のあるもの ⇨ 課税の対象とならない
② 返還義務のないもの ⇨ 課税の対象

(4) 解約手数料、キャンセル料

- ① 原則 ⇨ 課税の対象とならない
② 例外 ⇨ 事務手数料に相当するものは課税の対象

相続・贈与税

1 相続税・贈与税の申告

1. 相続税の期限内申告書（相27①②、62①②）

(1) 本来の提出義務者の場合

① 提出義務者

提出義務者は、次のいずれかに該当する者である。

- イ 納付すべき相続税額が算出された者
- ロ 納付すべき相続税額はないが、以下の規定の適用を受けた者
 - ・ 小規模宅地等又は特定計画山林の特例
 - ・ 配偶者に対する相続税額の軽減
 - ・ 国等に対して相続財産を贈与した場合の非課税

② 提出期限

相続の開始があったことを知った日の翌日から10月を経過する日

③ 提出先

提出義務者の納税地の所轄税務署長

※ 納税地

- イ 被相続人の住所が法施行地にある場合
納税義務者の区分にかかわらず、被相続人の住所地
- ロ 被相続人の住所が法施行地でない場合

取 得 者		納 税 地
(イ)	・ 居住無制限納税義務者 ・ 特定納税義務者	取得者の住所地
(ロ)	・ 非居住無制限納税義務者 ・ (非居住又は居住)制限納税義務者 ・ (イ)に掲げる者で出国するもの	取得者が定めた住所地 〔 なければ国税庁長官が指 定し、通知した納税地 〕

(2) 提出義務の承継の場合

① 提出義務者

本来の提出義務者の相続人（包括受遺者を含む）

② 提出期限

その死亡した者（本来の提出義務者）の相続の開始があったことを知った日の翌日から10月を経過する日

③ 提出先

本来の提出義務者の提出先

2. 贈与税の期限内申告書（相28①②、62①②）

(1) 本来の提出義務の場合

① 提出義務者

提出義務者は、次のいずれかに該当する者である。

- イ 納付すべき贈与税額が算出された者
- ロ 贈与税の配偶者控除又は住宅取得等資金の非課税の規定の適用を受けた者
- ハ 相続時精算課税適用財産を取得した者

② 提出期限

翌年 3 月 15 日

③ 提出先

納税地の所轄税務署長

※ 納税地

取得者		納税地
(イ)	・ 居住無制限納税義務者	取得者の住所地
(ロ)	・ 非居住無制限納税義務者 ・ (非居住又は居住)制限納税義務者 ・ (イ)に掲げる者で出国するもの	取得者が定めた住所地 〔 なければ国税庁長官が指 定し、通知した納税地 〕

(2) 提出義務の承継の場合

相続税の期限内申告書の提出義務の承継の場合と同じ

3. 相続時精算課税選択届出書の提出 (相21の9②、相令5①)

(1) 提出義務者

相続時精算課税を選択する者

(2) 提出先

相続時精算課税適用者の納税地の所轄税務署長

※ 特定贈与者が年の中で死亡した場合には、特定贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長

(3) 提出期間

贈与税の期限内申告書の提出期間内 (贈与年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日)

※ 特定贈与者が年の中で死亡した場合において、贈与税の期限内申告書の提出期限までにその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限が到来するときは、その相続税の期限内申告書の提出期限

2 相続税・贈与税に関する届出・申請

1. 届 出

(1) 相続時精算課税関連

提出書類	提出すべき場合
相続時精算課税選択届出書	相続時精算課税を選択しようとする場合 ⇒ 相続時精算課税を選択しようとする受贈者（子）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに贈与税の申告書に添付して提出 ⇒ 相続時精算課税は、受贈者である子それぞれが贈与者である父、母ごとに選択できるが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなった時まで継続して適用され、暦年課税に変更することは不可

(2) 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予関連

提出書類	提出すべき場合
継続届出書	引き続きこの特例の適用を受ける場合 ⇒ 引き続きこの特例の適用を受ける旨や、会社の経営に関する事項等を記載 ⇒ 相続税・贈与税の申告期限後5年間は毎年、5年経過後は3年ごとに提出
免除届出書	後継者の死亡等があった場合
免除申請書	業績低下、破産等があった場合

(3) 農地関連

提出書類	提出すべき場合
相続税の納税猶予の継続届出	農地等の相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受ける場合
贈与税の納税猶予の継続届出	農地等の贈与税の納税猶予の特例の適用を継続して受ける場合
相続税の免除届出	農地等の相続税の納税猶予税額の免除を受ける場合
贈与税の免除届出	農地等の贈与税の納税猶予税額の免除を受ける場合

2. 申請承認

提出書類	提出すべき場合
遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請	申告期限後3年を経過する日後に相続税の特例（配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例、特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例）の適用を受けるために申告期限後3年以内に分割されなかったことにつきやむを得ない事由がある場合の承認を受けるとき

3. 適用を受けるために申告書の提出が必要な特例

特例の種類	
・ 配偶者に対する相続税額の軽減	・ 贈与税の配偶者控除
・ 小規模宅地等の特例	・ 住宅取得等資金の非課税

3 納税義務者

1. 納税義務を負う者（相1の3）

原則として財産を取得した個人

2. 納税義務者の財産の取得原因

相 続 税	贈 与 税
(1) 相続 (2) 遺贈（死因贈与を含む）	贈与（死因贈与を除く）

3. 納税義務を負う場合（相1の3、相1の4）

		財産取得時において 国内に住所あり		財産取得時において 国内に住所なし		
		一時居住 者でない 個人	一 時 居住者	日本国籍あり		日本国籍 なし
				直近10年 以内に 住所あり	直近10年 以内に 住所なし	
国内住所あり	外国人被相続人又は 贈与者でない個人	A	A	A	A	A
	外国人被相続人 又は贈与者	A	B	A	B	B
国内住所なし	直近10年以内に住所あり 非居住被相続人 又は 贈与者以外の者	A	A	A	A	A
	非居住被相続人 又は贈与者	A	B	A	B	B
	非居住被相続人 及び贈与者	A	B	A	B	B

A：国内財産・国外財産両方に課税

B：国内財産のみ課税

・一時居住者

：相続開始又は贈与時において在留資格を有する外国人で、直近15年以内に国内に住所を有していた期間の合計が10年以下のもの

・外国人被相続人又は外国人贈与者

：相続開始又は贈与時において在留資格を有する外国人である被相続人又は贈与者

・非居住被相続人

：相続開始時において国内に住所を有しない被相続人で、次の①又は②であるもの

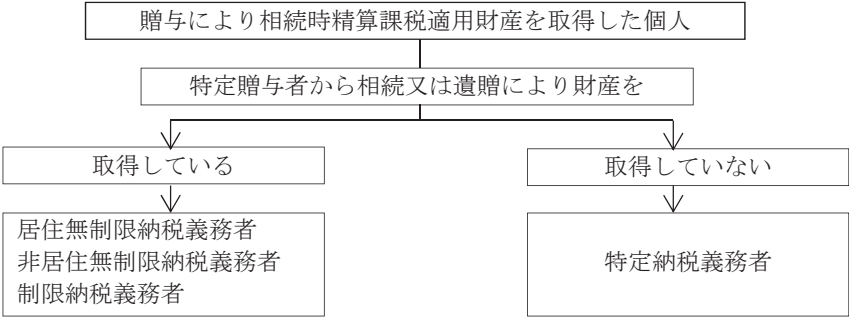
- ① 直近10年以内に国内に住所を有していたことがある
国内に住所を有していた期間中、日本国籍を有していない
- ② 直近10年以内に国内に住所を有していたことがない

・非居住贈与者

：贈与時において国内に住所を有しない贈与者で、次の①又は②であるもの

- ① 直近10年以内に国内に住所を有していたことがある
国内に住所を有していた期間中、日本国籍を有していない
- ② 直近10年以内に国内に住所を有していたことがない

4. 特定納税義務者（相法1の3④）



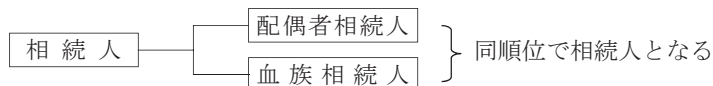
5. 適用対象者一覧

適用対象者		相続人	法定 相続人	居住無制限 納税義務者	非居住無制限 納税義務者	(非居住又は居住) 制限納税義務者
規 定						
保険金の非課税		○				
退職手当金の非課税		○				
相続財産の分割		○				
債務	債 務	○		○	○	△
控除	葬式費用	○		○	○	×
生前贈与加算						
基礎控除額			○			
相続税の総額			○			
相続税額の加算						
未成年者控除			○	○	○	×
障害者控除			○	○	×	×

(注) ○ … 適用あり △ … 一定の場合に限り適用あり
× … 適用なし 空欄 … その立場に該当するか否かは問わない

4 相続人

1. 相続人の概要



※ 配偶関係又は血族関係にあるものであっても相続人となることができない者

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 相続開始以前に死亡している者 | (3) 推定相続人から廃除されている者 |
| (2) 相続人の欠格事由に該当している者 | (4) 相続の放棄をしている者 |

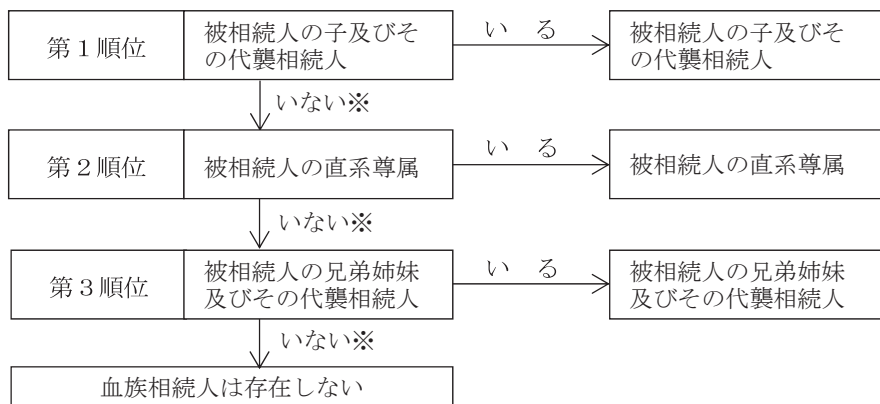
2. 配偶者相続人のポイント

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。

※ 配偶者とは、正式な婚姻関係にあるものをいうため、内縁関係にある者（内縁の妻、内縁の夫）は相続人になることはできない。

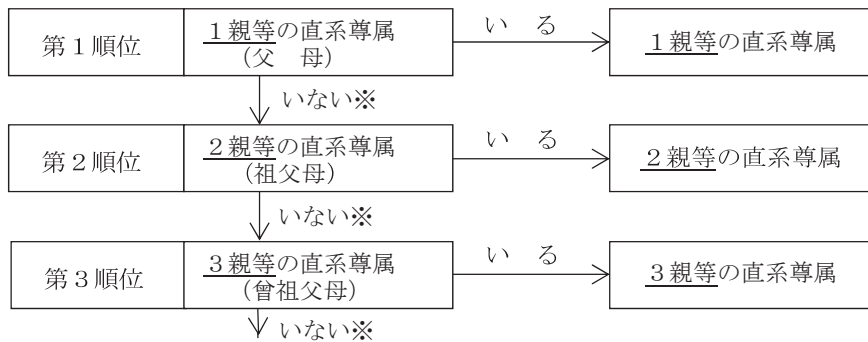
3. 血族相続人のポイント

(1) 血族相続人については、次の順位で相続人となる。



※ 死亡・欠格・廃除及び放棄いずれかの事由に該当する場合を含む。

(2) 直系尊属については次の順位で相続人となる。



※ 死亡・欠格・廃除及び放棄いずれかの事由に該当する場合をいう。

(3) 非嫡出子（正式な婚姻関係にない男女間に生まれた子）

ケース		取扱い
母子関係		相続人となる
父子関係	認知した場合	
	認知していない場合	相続人となれない

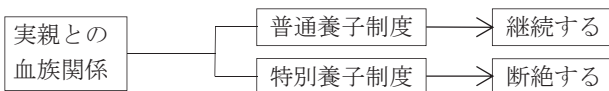
※ 先妻又は先夫との間に生れた子は、嫡出子（正式な婚姻関係にある男女間に生まれた子）であることに注意する。

(4) 胎児



(5) 養子

- ① 養子は、養子縁組の日から養親側との血族関係を有する。
- ② 普通養子制度と特別養子制度の相違点



(6) 配偶者の連れ子

配偶者の連れ子は、血族でないため、相続人となれない。

(7) 父母が離婚している場合の子

父母が離婚している場合においても、その者の子は父母双方の相続人となる。

(8) 兄弟姉妹の範囲

兄弟姉妹の区分		取扱い
全血兄弟姉妹	被相続人と父及び母を同じする兄弟姉妹	相続人となる
半血兄弟姉妹	被相続人と父又は母の一方のみを同じくする兄弟姉妹	

4. 代襲相続人のポイント

(1) 代襲原因

- ① 相続開始以前の死亡 ② 欠格 ③ 廃除

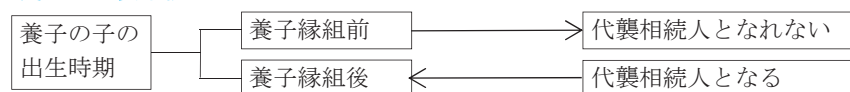
※1 「相続の放棄」は、代襲原因とはならない。

※2 同時死亡は、相続開始以前の死亡に含まれるため、代襲原因となる。

(2) 各順位のポイント

順位	ポイント
第1順位	代襲は何度でも繰り返す
第2順位	代襲の制度は存在しない
第3順位	代襲は兄弟姉妹の子までである

(3) 養子の代襲相続人



5. 相続税法上の相続人

相続人	相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない相続人
法定相続人	相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人

5 相続分

1. 法定相続分（民法900）

(1) 配偶者相続人と血族相続人の相続分

配偶者相続人	血 族 相 続 人		
	子	直系尊属	兄弟姉妹
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$		
$\frac{2}{3}$		$\frac{1}{3}$	
$\frac{3}{4}$			$\frac{1}{4}$

(2) 血族相続人についての共通事項

ケース	相続分
子、直系尊属、兄弟姉妹が数人あるとき	各人の相続分は、相等しい
非嫡出子	嫡出子の相続分と同等
半血兄弟姉妹	全血兄弟姉妹の相続分の $\frac{1}{2}$

2. 代襲相続分（民法901）

代襲相続人の数	代襲相続分
1 人の場合	被代襲者が受けるべきであった相続分と同じ。
2 人以上の場合	被代襲者が受けるべきであった相続分を、その被代襲者の代襲相続人が均等に分割する。

3. 指定相続分（民法902）

ケース	相 続 分
相続分の指定を受けた者	指定された相続分
上記に掲げる者以外の者	$(1 - \text{指定相続分の合計}) \times \left[\frac{\text{法定相続分}}{\text{代襲相続分}} \right]$

※ 指定相続分の効果

- (1) 相続税の課税価格の計算→指定相続分を考慮する
- (2) 相続税の総額及び納付すべき相続税額の計算→指定相続分を考慮しない

4. 特別受益者の相続分（民法903）

- (1) 相続財産の価額
遺贈財産以外の遺産総額 － 民法上の非相続財産の価額（墓地、仏壇等）
- (2) 特別受益額
 - ① 共同相続人に対する遺贈
 - ② 共同相続人に対する贈与
 - ③ ①＋②
- (3) みなし相続財産の価額 (1)＋(2)
- (4) 各共同相続人の具体的相続分

$$(3) \times \left[\frac{\text{法定相続分 (民法900)}}{\text{代襲相続分 (民法901)}} \right] - \text{特別受益額}$$

※ 特別受益額のポイント

- (1) 共同相続人に対する遺贈及び贈与共通
 - ① 課税対象外となる国外財産も特別受益の対象となる。
 - ② 相続税法上のみなし財産は特別受益の対象とならない。
 - ③ 被相続人が特別受益の計算について異なった意思を表示した場合には、原則として、その意思に従う。
 - ④ 令和元年7月1日以後に婚姻期間20年以上の配偶者から遺贈又は贈与により取得した居住用不動産は特別受益の対象とならない。
- (2) 共同相続人に対する遺贈
墓地等の価額は特別受益の対象とならない。
- (3) 共同相続人に対する贈与
 - ① 婚姻、養子縁組のためもしくは生計の資本としての贈与が対象となる。
 - ② 受贈者の行為による財産の滅失等があった場合には、相続開始の当時なお原状のままであるものとみなした価額で持ち戻す。
 - ③ 生前贈与加算及び相続時精算課税との比較

項 目	贈 与 期 限	計算上用いる価額
特別受益	期限はない	相続開始時の価額
生前贈与加算	相続開始前3年以内	贈与時の価額
相続時清算課税	期限はない	贈与時の価額

5. 相続税法上用いる民法の相続分に関する規定

項 目 \ 相 続 分	法 定 相続分	代 襲 相続分	指 定 相続分	特別受 益者の 相続分
遺産の全部又は一部が未分割である場合	○	○	○	○
債務の負担が未確定である場合	○	○	○	×
相続税の総額	○	○	×	×
配偶者に対する相続税額の軽減	○	×	×	×

6. 特別寄与料に係る課税

- (1) 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、特別寄与料を被相続人から遺贈により取得したものとみなし、相続税を課税する。
 - (2) 相続人が支払うべき特別寄与料の額
債務控除として相続人に係る相続税の課税価格から控除
- (注) 令和元年7月1日以後に適用

6 みなし相続、遺贈財産

1. 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合（生命保険金等）（相3①）

(1) 課税対象となる保険金

{ 生命保険契約
損害保険契約 } の死亡保険金

(2) 保険金と共に剰余金等を取得した場合

- ① 分配を受ける剰余金
② 割戻しを受ける割戻金
③ 払戻しを受ける前納保険料
- } 保険金に含めて計算

(3) 課税対象とならない保険金

- ① 無保険車傷害保険契約に基づく保険金 → 課税対象外
② 退職手当金支給目的の保険金 → 退職手当金等として課税

2. 非課税金額（生命保険金等）（相12①）

(1) 適用対象者 … 相続人

(2) 非課税金額

- ① 保険金の非課税限度額
5,000千円×法定相続人の数
② すべての相続人の取得した保険金の合計額
(措法70及び法12①四で非課税となった部分を除く)
③ 各相続人の非課税金額
イ ①≥②となる場合
その相続人が取得した保険金の金額
ロ ①<②となる場合
①の金額× $\frac{\text{その相続人の取得した保険金の合計額}}{\text{②の合計額}}$

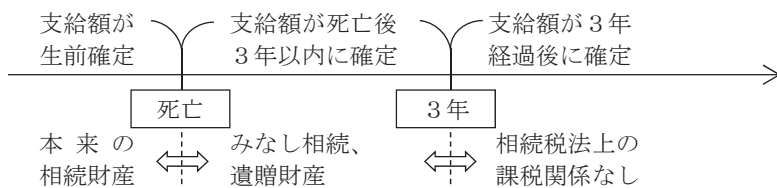
(3) 非課税の適用順序

取得した 保険金	×	保険料 負担割合	-	$\frac{\text{第1順位}}{\text{措法70の}} \frac{\text{非課税}}{\text{非課税}}$	-	$\frac{\text{第2順位}}{\text{法12①四}} \frac{\text{の非課税}}{\text{の非課税}}$	-	$\frac{\text{第3順位}}{\text{法12①五}} \frac{\text{の非課税}}{\text{の非課税}}$
-------------	---	-------------	---	--	---	--	---	--

3. 相続又は遺贈により取得したものとみなす場合（退職手当金等）（相3①）

(1) 課税対象となる退職手当金等

① 支給額確定日による区分



(注) 1 生前退職であるか死亡退職であるかは問わない。

(注) 2 実際に支給された日、支給されることが確定した日は無関係である。

(2) 課税金額

取得した退職手当金等の額

※ 退職手当金等が年金で支払われる場合は、年金の評価をした金額をもって課税金額とする。

4. 退職手当金等に該当する弔慰金等

(1) 弔慰金等のうち実質が退職手当金等に該当するもの

⇒ 全額退職手当金等として課税

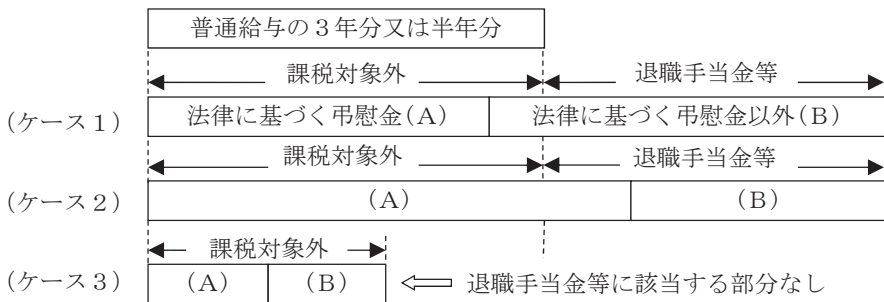
(2) (1)以外の弔慰金等の取扱い

死亡原因	退職手当金等に該当する部分
業務上の死亡	弔慰金等の額 — 普通給与の3年分
業務上の死亡以外	弔慰金等の額 — 普通給与の半年分

※ 2以上の会社から弔慰金等の支払いを受けた場合には、各会社ごとに上記の計算を行う。

(3) 法律に基づく弔慰金等を取得した場合

- ① 法律に基づく弔慰金等を取得した場合
全額課税対象外
- ② 法律に基づく弔慰金等とそれ以外の弔慰金等を取得した場合



5. 非課税金額（退職手当金等）（相法12①）

(1) 適用対象者 … 相続人

(2) 非課税金額

- ① 退職手当金等の非課税限度額
5,000千円×法定相続人の数
- ② すべての相続人の取得した退職手当金等の合計額
(措法70で非課税となった部分を除く)
- ③ 各相続人の非課税金額
イ ①≥②となる場合
その相続人が取得した退職手当金等の金額
ロ ①<②となる場合
$$\text{①の金額} \times \frac{\text{その相続人の取得した退職手当金等の合計額}}{\text{②の合計額}}$$

(3) 非課税の適用順序

取得した 退職手当金等	—	第1順位 措置70の 非課税	—	第2順位 法12①六の 非課税
----------------	---	----------------------	---	-----------------------

国 税 通 則 法

●

電 子 帳 簿 保 存 法

1 申告・納付・期限・延滞税等

1. 申告、更正、決定等

(1) 申告 (国通17～22)

期限内申告	対象者 … 申告納税方式による国税の納税者 内 容 … 法定申告期限までに提出しなければならない
期限後申告	対象者 … 期限内申告書を提出すべきであった者 内 容 … 法定申告期限後から決定までの間に提出ができる
修正申告	対象者 … 納税申告書を提出した者、更正又は決定を受けた者 事 由 … 税額が不足、純損失等の金額が過大、還付金が過大等 内 容 … 更正までに提出ができる

(注1) 納税申告書の提出先…納税地の所轄税務署長

(注2) 郵送された申告書の提出時期…通信日付印の日

(2) 更正の請求 (国通23) … 更正の請求等の頁(後述)を参照

(3) 更正決定 (国通24、25) … 更正決定等の期間制限、同特例の頁(後述)を参照

2. 期間の計算、期限の特例等

(1) 期間の計算 (国通10)

期間初日は不算入、期間が午前0時から始まるとき、別段の定めがあるときは算入

(2) 期限の特例

申告、申請、届出、納付等の期限(時をもって定める期限を除く)が日曜日祝日のときは、その翌日を期限とみなす。

(3) 災害等による期限の延長 (国通11、国通令3)

延長することができる期間…理由のやんだ日から2ヶ月以内

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| ① 地域指定 … 都道府県全域又は一部の災害 | ⇒ 国税庁長官が地域、期日を指定 |
| ② 対象者指定… 納税者の多数が期限までに申告等することが出来ない | ⇒ 国税庁長官が対象者、期日を指定 |
| ③ 個別指定 … 納税者の申請 | ⇒ 税務署長等が期日を指定 |

(注1) 期限延長の効果 … 延長後の期限が法定申告期限となる

… 延長期間の延滞税、利子税は免除

(注2) ②は平成29年4月1日以後の生ずる災害等から適用

3. 納付及び納期限

(1) 納付 (国通34)

納付すべき税額が確定したとき ⇒ 納期限までに金銭で納付

(注1) 金銭に納付書を添えて、金融機関又は納税地を所轄する税務署で手続

(注2) 振替納税(口座振替)… 申告所得税、個人事業者の消費税、地方消費税の納税

(注3) その他の納付 … ペイジー(ネットバンク、ATM)、国税支払サイトでのクレジットカード、コンビニ(QRコード、バーコード)(税目と利用可能金額に制限ある場合あり)

(2) 納期限 (国通35)

期限内申告	… 法定納期限(各税法で規定)
期限後申告、修正申告	… 申告書の提出日
更正決定	… 更正通知書、決定通知書の発行日の1ヶ月後の日

(3) 延納・物納

- ① 輸入申告の関税、内国消費税及び地方消費税
⇒ 担保を提供して3ヶ月以内の納期限延長が認められる。
- ② 所得税の確定申告分
⇒ 納期限までに納付すべき税額の1/2以上の納付で、残りの税額の納付を5月31日まで延長することができる。
- ③ 相続税の延納、物納は相続税編「27 相続税の延納・物納」を参照して下さい。

4. 延滞税（国通60）

(1) 課税される場合

本来納めるべき税金を納期限までに納付しないとき

(2) 計算方法

- ① 納期限の翌日から2月の期間分

$$\text{未納の税額} \times 2.4\% \times \frac{\text{納期限の翌日} \sim \text{完納日 or 2月}}{365}$$

※ 延滞税特例基準割合（貸出約定平均金利 + 1%） + 1%

貸出約定平均金利（令和6年…0.4%）

各年の前々年9月～前年8月の各月の銀行の新規短期貸出約定平均金利の平均割合として各年の前年11月30日までに財務大臣が告示する割合（利子税、還付加算金も同様）

- ② ①以降の期間分

$$\text{未納の税額} \times 8.7\% \times \frac{\text{2月を経過する日の翌日} \sim \text{完納日}}{365}$$

※ 延滞税特例基準割合（貸出約定平均金利 + 1%） + 7.3%

(注) 1 対象の未納の税額 → 10,000円未満切捨

2 延滞税の金額（①②の合計） → 100円未満切捨て

- ③ 納期限

イ 期限内申告	→ 法定納期限
ロ 期限後申告、修正申告	→ 申告書提出日
ハ 更正・決定	→ 更正通知書発布日から1月後の日

(3) 延滞税の控除期間（重加算税が課された場合を除く）（国通61）

期限内申告書の提出後1年以上経過して修正申告・更正

『① 法定申告期限』 『② ①から1年』 『③ 修正申告日・更正通知日』

⇒ ・（①～②）、（③～）の期間は、延滞税が課される

・（②～③）の期間は、延滞税が課されない

(注) 減額更正後に増額更正等があった場合の延滞税等の取扱い

増額更正等での納付税額のうち減額更正前の納付税額までの税額につき、当初納付日の翌日から増額更正等までの期間は延滞税等を課さない（更正の請求に基づく減額更正の場合には、減額更正から1年間は、延滞税が発生）。

他 主 要 国 税

1 印紙税

1. 納税義務者等

(1) 納税義務者 (印3)

課税文書の作成者

⇒ 例えば契約書のように2以上の者が共同して作成した課税文書に対する印紙税については、その2以上の者が連帯納税義務を負う。

(2) 課税物件 (印2、別表第一)

下記の課税物件表に掲げる文書

⇒ 少額の場合など、「非課税物件」とされるものもある。

(3) 課税標準・税率

次ページ以降の印紙税額一覧表の印紙税額

2. 納付方法 (印8～12)

(1) 原則

印紙を貼付し、消印する

(2) 特例

① 税印を押す ② 納付印を押す ③ 一定の書式を表示する方法

3. 過怠税 (印22等)

(1) 納付しなかった場合

① 原則 … 納付すべき印紙税の額の3倍に相当する過怠税が徴収

② 特例 … 調査を受ける前に自主的に不納付を申し出たときは1.1倍に軽減

(2) 消印しなかった場合

消印されていない印紙の額面に相当する金額の過怠税が徴収される。

※ いずれも最低1,000円。

※ 過怠税は法人税の損金や所得税の必要経費には算入されない。

4. 東日本大震災関連 (震特47、49)

- (1) 地方公共団体又は日本政策金融公庫等が東日本大震災の被災者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税とする。
- (2) 東日本大震災により滅失等建物の譲渡や代替建物を新築等する場合などの建設工事の請負契約書・不動産の売買契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に被災者に作成されるものは、印紙税を非課税とする。

5. 新型コロナ特別措置法関連 (コ特法11)

特定事業者に対して行う一定の金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、令和7年8月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となる。

(1) 特定事業者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者。

(2) 非課税措置の対象となる消費貸借契約書

特定事業者に対して、公的貸付機関等又は金融機関が他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭の貸付けに際して作成される消費貸借契約書。

◆ 印紙税額一覧表

令和6年11月18日現在

10万円以下又は10万円以上 ……10万円は含まれます。
10万円を超え又は10万円未満……10万円は含まれません。

番号	文書の種類	印紙税額（1通又は1冊につき）	主な非課税文書
1	1 不動産、鉱業権、試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 1 試掘権とは、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第8項（定義）に規定する試掘権をいいます。 (注) 2 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など	記載された契約金額が 10万円以下のもの 200円 10万円を超え 50万円以下のもの 400円 50万円を超え 100万円以下 " 1千円 100万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満(※)のもの ※ 第1号文書と第3号から第17号文書とに該当する文書で第1号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
	2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など		
	3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など		
2	4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、備船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など		
	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和9年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は本則どおり200円となります。	記載された契約金額が 50万円以下のもの 200円 50万円を超え 100万円以下のもの 500円 100万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
	2 請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞蹈家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。 (注) 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など	記載された契約金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 " 400円 200万円を超え 300万円以下 " 1千円 300万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満(※)のもの ※ 第2号文書と第3号から第17号文書とに該当する文書で第2号文書に所属が決定されるものは、記載された契約金額が1万円未満であっても非課税文書となりません。
2	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年4月1日から令和9年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は本則どおり200円となります。	記載された契約金額が 200万円以下のもの 200円 200万円を超え 300万円以下のもの 500円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円	

地 方 税 等

1 法人住民税

1. 均等割の税率（標準税率）（地52、312）

法人等の区分		道府県民税	市町村民税 (標準税率)
資本金等の額	市町村内の従業者数		
50億円超	50人超	80万円	300万円
	50人以下		41万円
10億円超 50億円以下	50人超	54万円	175万円
	50人以下		41万円
1億円超 10億円以下	50人超	13万円	40万円
	50人以下		16万円
1千万円超 1億円以下	50人超	5万円	15万円
	50人以下		13万円
1千万円以下	50人超	2万円	12万円
	50人以下		5万円

※ 市町村民税の制限税率 … 標準税率×1.2

※ 計算上の留意点

- (1) 原則として、法人の資本金等の額又は従業者数は、課税標準の算定期間の末日現在における資本金等の額又は従業者数による。
- (2) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度からは、無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合には、次のとおり資本金等の額の調整が必要となる。
 - ① 利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資（利益の資本組入れ）を行った場合には、その増資額を加算する。
 - ② 無償減資による欠損填補を行った場合、資本準備金の減少による資本の欠損の填補を行った場合及び剰余金による損失の填補を行った場合、その填補に充てた金額を控除する。
 - ③ 上記の調整後の資本金等の額と、資本金及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額のいずれか多い金額に基づく。
- (3) 事務所等を有していた期間が1年未満の場合

$$\text{均等割の年税額} \times \frac{\text{事務所等を有していた月数}}{12} = \text{納付額（百円未満切捨）}$$

※ 事務所等を有していた期間が1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切捨てる。

2. 法人税割の税率（地51、314の4）

区分	令和元年10月1日以後開始事業年度		平成26年10月1日以後開始事業年度		平成26年10月1日前開始事業年度	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税	1.0%	2.0%	3.2%	4.2%	5.0%	6.0%
市町村民税	6.0%	8.4%	9.7%	12.1%	12.3%	14.7%

※ 法人税割の課税標準は、次に掲げる控除の適用前の法人税額である。

- (1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除

(2) 法人税額からの外国税額控除

(3) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除

(4) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

(5) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

(6) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

(7) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用建物等を取得した場合の法人税額の特別控除

(8) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除

(9) 地方活力向上地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除

(10) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除

(11) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除

※ (4)、(7)～(9)、(11)は中小企業者等に該当する者が受けている場合を除く。

3. 住民税の申告書

道府県民税申告書（第6号様式）

摘 要		欄	金 額
(使途秘匿金税額等)			(内書 ×××)
法人税法の規定によって計算した法人税額		①	××××
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額		②	《加 算》
還付法人税額等の控除額		③	《控 除》
退職年金等積立金に係る法人税額		④	《加 算》
課税標準となる法人税額 ①+②-③+④		⑤	(千円未満切捨)
分割法人における課税標準となる法人税額		⑥	(千円未満切捨)
法 人 税 割 額 (⑤又は⑥× $\frac{\quad}{100}$)		⑦	
特定寄附金税額控除額		⑧	《控 除》
外国の法人税等の額の控除額		⑩	《控 除》
仮装経理に基づく法人税割額の控除額		⑪	《控 除》
差引法人税割額 ⑦-⑧-⑨-⑩-⑪		⑫	(百円未満切捨)
既に納付の確定した当期分の法人税割額		⑬	《控 除》
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		⑭	《控 除》
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭		⑮	
均等割額	省 略	⑯ ⑰	
この申告により納付すべき県民税額 ⑮+⑯		⑳	

別表1の10欄+使途秘匿金税額
※ 使途秘匿金税額等を内書する

調整項目（基本的には別表1の3欄から該当するものを加算する）

課税標準額

課税標準額×税率

税額控除額

中間納付額

確定申告による法人税割の納付額

法人税割額+均等割額